

# 保険本質論の研究動向

小川 浩 昭

## 目 次

1. 本稿の位置づけ
2. 戦前の文献
3. 戦後初期の文献
4. 保険本質論の文献
5. 先行研究としての保険学説
6. 独自の保険学説
7. 保険学説名の精査

## 1. 本稿の位置づけ

筆者は小川 [2009a, b] において、戦前、戦後初期のわが国のテキスト的な文献を取り上げて、保険教育と保険学の体系をテーマに考察を行った。その考察方法は、戦前から戦後初期（1960年代まで）の文献の特徴を把握するという方法であったため、わが国の保険研究の動向を探るといった側面を持った。そこで、テーマの視点を変えて保険研究の動向に焦点を当てた考察を行うこととし、拙稿で得られた保険研究の動向に関わる成果に、足もとまでの研究動向を加えて、「保険研究の動向」として研究報告を行った<sup>1)</sup>。その際に、小島昌太郎の説

---

1) 本報告は、生命保険文化センター主催の「保険学セミナー」(2009年9月14日、於富士火災海上保険本社)における「保険研究の動向」である。多くの有益な質問をしてくださった先生方に、感謝申し上げます。本稿は、それらの質問のなかで小島昌太郎の保険学説に対する質問に答えることを通じて、保険本質論の研究動向を探るものである。

を独立した保険学説「共通準備財産説」としたが、これに対して「経済生活確保説」とすべきではないかとの疑問が出された。

戦前の保険本質論争が、一般的にゴッビ (Ulisse Gobbi) —マーネス (Alfred Manes) —志田鉦太郎—印南博吉の流れを汲む入用充足説対フプカ (Joseph Hupuka) —小島昌太郎—近藤文二の流れを汲む経済生活確保説を中心に行われたことからすれば、小島の説を「経済生活確保説」と解すべきとの見方も可能である。また、ほとんど評価されなかったフプカの説を小島が経済生活確保説として完成させたとの評価もある (近藤 [1939] p.120)。小島の説をフプカを始唱者とする代表的な保険学説の一つである「経済生活確保説」とするのか、独自の保険学説として捉えるべきか。

もともと保険本質論の考察において注意しなければならない点の一つとして、次の点があげられる。それは、精緻な定義文を求めて支持する学説の定義文を修正するということがしばしばみられるが、その修正を単なる定義文の修正とみるか、元の学説を発展させた独自の学説とみるかの判断をしなければならないということである。明らかに単純な文言修正であれば判断は簡単であるが、定義文の修正が大きな独自の意義を持っている場合は、独自の保険学説と捉えた方が適切な場合もあろう。小島の説はフプカの定義文の大幅修正というよりも、フプカの目的が保険契約の法的性格の解明にあったことからすれば、単なる定義文の修正ではなく、フプカの説を保険学説として完成の領域に持っていったとの先の近藤の評価となろう。この点からするならば、独立した保険学説とする意義がありそうである。経済生活確保説は入用充足説に対するアンチ・テーゼとして提示された側面があり、その点を強調して「将来の入用の充足」に対する「将来の入用のための現在の保障の確保」という意味で「経済生活確保説」とされるのであろうが、小島の定義文では「共通準備財産の作成」が重視されている。この点に着目するならば、「共通準備財産説」として独立した学説と捉えることもできそうである。また、現にそのように捉える論者も少なくない (磯野 [1937], 園 [1942], 加藤 [1947], 庭田 [1995])。研究報告の際の質問に対しては、「経済生活確保説」との見方も可能であるが、小島の学説で最も重視されているのは共通準備財産であり、「共通準備財産説」と

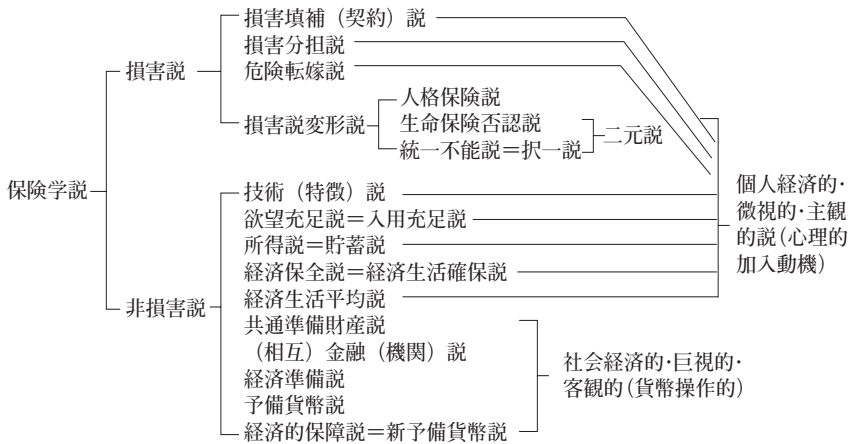
する有力な先行研究もあると回答したが、その回答では不十分で保険学説名を確定させるような研究が必要であると感じた。特に、保険本質論重視の伝統的保険学を考察するに際して、各論者や文献がいかなる保険学説に拠っているか、その学説名を確定させておくことは基礎的な作業に思われる。伝統的保険学の再評価を現代の保険学の重要課題としている筆者の学問的立場からは、この基礎的な作業は非常に重要であるため、小島の学説を明確にするということを契機に本稿において行う次第である。

小川 [2009a, b] における保険学説名は、考察した文献で取り上げられている学説名を参考としつつ、保険本質論争が下火になった時点でのテキスト的な文献、すなわち、保険本質論争や各保険学説に対する評価がある程度定まっていると思われる時点のテキスト的な文献で、保険学説の考察を意欲的に行っている本田 [1978]、庭田 [1995] の学説名に主として依拠している。本稿では、これらの文献も再度参照しながら、これまで不十分であった保険学説名の考察を行い、筆者なりの各文献が拠って立つ保険学説名、あるいは各論者の保険学説名を確定させる。こうした考察自体が、わが国の保険研究の動向を探ることにもなる。

そこで、本稿では改めて、小川 [2009a, b] で取り上げた文献の保険学説名を考察する。そのために、支持する学説、(支持する学説がある場合) 定義文の修正を行っているか、(定義文の修正を行っている場合) 単なる定義分の修正で終わっているか、または、独自の保険学説といえるか、などをチェック項目とした考察を行う。

なお、保険学説名を確定させることを目的とした本稿ですでに「入用充足説」、 「経済生活確保説」との名称を使用しているが、各文献の考察においてはその文献が使用する学説名に従い、ここまでの論述を含むそれ以外のところでは、確定させるまでの便宜的な名称として、基本的に庭田 [1995] に従うこととする (図1参照)。ただし、図1の「損害填補 (契約説)」は「損害填補契約説」、 「経済保全説＝経済生活確保説」は「経済生活確保説」、 「(相互) 金融 (機関) 説」は「相互金融機関説」とする。

図1. 庭田 [1995] における保険学説



(出所) 庭田 [1995] p.32の図。

また、小川 [2009a, b] で取り上げた戦前、戦後初期の文献をあらかじめ示しておこう。

小川 [2009a]

- (1) 奥村英夫 [1912] , 『保険通論』第3版, 東京博文館。
- (2) 粟津清亮 [1921] , 『保険学綱要』改訂版, 巖松堂。
- (3) 志田鉦太郎 [1927] , 『保険学講義』明治大学出版部。
- (4) 小島昌太郎 [1929] , 『保険学要論』日本評論社。
- (5) 柴官六 [1931] , 『保険学概論』賢文館。
- (6) 末高信 [1932] , 『私経済保険学』明善社。
- (7) 酒井正三郎 [1934] , 『保険経営学』森山書店。
- (8) 三浦義道 [1935] , 『保険学』改訂11版, 巖松堂。
- (9) 磯野正登 [1937] , 『保険学総論』保険経済社。
- (10) 勝呂弘 [1939] , 『保険学』叢文閣。
- (11) 近藤文二 [1940] , 『保険学総論』有光社。

- (12) 印南博吉 [1941] , 『保険経営経済学』 笠原書店。  
 (13) 西藤雅夫 [1942] , 『保険学新論』 立命館出版部。  
 (14) 園乾治 [1942] , 『保険学』 慶應出版部。  
 小川 [2009b]  
 (1) 加藤由作 [1947] , 『保険論 (総論)』 巖松堂。  
 (2) 加藤由作 [1948] , 『保険概論』 新訂3版, 巖松堂。  
 (3) 近藤文二 [1948] , 『保険論』 東洋書館。  
 (4) 印南博吉 [1950] , 『保険経済』 東洋書館。  
 (5) 印南博吉 [1954] , 『保険経済』 改定版, 東洋書館。  
 (6) 印南博吉 [1967] , 『保険経済』 新訂版, 東洋書館。  
 (7) 印南博吉 [1952] , 『保険論』 三笠書房。  
 (8) 佐波宣平 [1951] , 『保険学講案』 有斐閣。  
 (9) 白杉三郎 [1954] , 『保険学総論』 再訂版, 千倉書房。  
 (10) 園幹治 [1954] , 『保険学』 泉文堂。  
 (11) 大林良一 [1960] , 『保険理論』 春秋社<sup>2)</sup>。  
 (12) 相馬勝男 [1963] , 『保険講義要領』 邦光書房。

## 2. 戦前の文献

- (1) 奥村英夫 [1912] , 『保険通論』 第3版, 東京博文館, (2) 粟津清亮 [1921] , 『保険学綱要』 改訂版, 巖松堂。

初期の文献奥村 [1912] , 粟津 [1921] では保険学説の考察はなされず, この点において保険本質論にあまり積極的ではない。そのため両者とも損害説での把握になったものと思われる。奥村 [1912] は, 保険の定義文からは損害填補契約説といえるが (奥村 [1912] p.1) , 保険の本質的要素を「同危険の団体」, 「損害の分配」とする点 (同p.97) において損害分担説といえる。いずれにし

---

2) 小川 [2009b] では大林 [1960] を取り上げていないが, 戦後初期の重要なテキスト的文献の一つといえるので, 本稿では取り上げる。

ても、奥村 [1912] は損害説に立つと理解する。栗津 [1921] は、栗津 [1913] (『保険通論』) で保険を経済的必需を充足するための制度としたが (栗津 [1921] p.9, 栗津 [1913] p.14), 栗津 [1921] の保険の要素の考察では「損害分担説」に立つ。いわば入用充足説から損害分担説への回帰であり、保険学説の進化に逆行する動きといえる。これは、栗津 [1913] では生存保険の説明に優れるので入用充足説を支持したが、「経済的必需の充足」は広範過ぎる観念で大局を捨て小異に走ることになるので、当時限定的な観念として避けられていた災害または危険を重視して損害分担説を支持することにしたとする (栗津 [1921] p.9)。今日「リスク」が重視されるなかで、従来 of 損害発生の可能性としてのリスクが再び従来同様に損害概念と結びつけて把握されるようになってきたが、これは栗津に見られる損害説回帰に似た動きといえよう。なお、保険学説の考察を行わないが両者とも保険の本質を重視していた。特に、栗津 [1921] では保険本質論重視のドイツ保険学がかなり取り上げられる。

(3) 志田鉦太郎 [1927], 『保険学講義』明治大学出版社。

こうした損害概念重視に対して志田 [1927] はゴッビが提唱し、マーネスによって広められた入用充足説を「財産入用説」として紹介し、これを支持する。ただし、マーネスの定義文に若干問題ありとして、修正して独自の定義文を下す。

マーネスの定義 保険は相互主義に基づく経済施設にして偶然かつ見積もりうべき財産入用の充足を目的とするものなり。(志田 [1927] p.7)

志田の定義 保険とは偶然性を有する特定の原因事実を予見し、これにより惹き起さるべき財産を予定する多数の人々が結合し、その原因事実の発生したる際予定せる財産入用を充足するため、各自が計算上公平なる分担に任ずる経済制度なり。(同p.8)

修正点は、営利保険も包含するため「相互主義」という用語を避けたこと、

人の生死の財産入用は見積もれないことから「見積もりうべき」という表現を避けたことである。このように定義文を独自に精緻化するものの入用充足説を支持し、ワグナー（Adorf Wagner）の定義を取り上げて損害概念を重視する見解を批判する。保険学説は損害説から非損害説へと進化したが、粟津〔1921〕と対照的に、志田〔1927〕はこの流れに沿ったものといえる。

（4）小島昌太郎〔1929〕、『保険学要論』日本評論社。

小島〔1929〕は、保険学は保険の本質を基礎に置かなければならないとし、極めて保険の本質を重視する。本書では、従来の伝統的な保険学説にとらわれず、全く自由な立場から論述するとする。

「余りに定義に於ける字句の精彩を尊び、総ての理論をこれより演繹する態度をとり、それが理論を進めるについての一標識たることを忘却するときは、ものの本質の研究が、ややもすればその本領を逸して、概念の遊戯に墮する危険を伴う」（同p.55）との指摘は、その後の保険本質論偏重の伝統的保険学に向けられた批判を先取りする卓見といえよう。

さまざまな保険学説を取り上げた上で、優れた学説としてフプカの説を「経済生活確保説」として紹介する。フプカは保険を次のように定義する。

保険契約とは当事者の一方（保険契約者）が、未来の欲望を確実に充足せんとするの目的を以て、一定の事件又は時点（保険事件）に対し、相手方（保険者）より給付を受くことを約する有償契約であって、その給付の支払い範囲、または反対給付との関係は、保険契約者または第三者の財産若しくは人身に関する不確定なる事情によりて定まるものである。（同pp.203-204）

しかし、この優れたフプカの学説を含めて従来の保険学説は保険の静態に着目したものであるが、保険の動態にも着目すべきとして、次のように述べる。

『社会生活を営む人類が交換原則の下に於て、その所要の物的資料を未来の偶然なる変化に処して、なお、確実に獲得使用するを可能ならしめることを工夫』して出来たものが即ち、『経済生活を安固ならしむるがために、多数の

経済主体が団結して大数法の原則に従い、経済的に共通準備財産を作成する仕組』なのである」(同p.56)とする。後者は従来からの定義で静態的定義とし、前者は動態的定義として本書において登場する。そして、共通準備財産の作成が、保険の本質的根底をなすものとする(同p.105)。後に詳しく吟味するが、独自の学説「共通準備財産説」とすることができるのではないか。

(5) 柴官六 [1931] , 『保険学概論』 賢文館。

柴 [1931] は冒頭で保険を次のように定義する。

保険とは人類が共通危険を緩和補正する為に団体を作り、その共栄を図ると共に団体が蒙りたる損害を総員に於て分担救援する制度である。(同p.3)

従来は損害填補という消極的職能に着眼して説明していたが、共同の福祉増進を図るという保険の積極的作用を看過してはならぬとする。また、保険を経済的制度とのみ思考するのではなく、倫理的又は政治的な価値があるものと捉え、自らの説を独自の保険学説「分担救援説」(同p.59)とする。しかし、損害填補は消極、積極という観点から捉えられるべきものではなく、生命保険が捉えられないという点に問題の核心がある。これでは、損害説から非損害説への進化が捉えきれない。

(6) 末高信 [1932] , 『私経済保険学』 明善社。

末高 [1932] は、独自の学説名を織り交ぜながら体系的に保険学説を整理した上で、いくつかの学説の優れた要素を織り込んで、保険を次のように定義する。

保険とは、私有財産制度の下に於て、偶然なる特定の事情に由来する経済生活の不安定に対し之を保全し、或はその需要を確実に充足せしめ、又は更に進んで之を強固にし、又は之を一層発展せしめんが為め、社会的に、且個別経済に対しては時間的に生活資料の平均を獲得する目的を以て、蓋然率及びその他



科学的基礎の上に立つ所の共通準備財産を形成せんとする経済上の施設である。(同p.15)

末高 [1932] では入用充足説を「需要説」、経済生活確保説を「保全説」としているが、定義文の「需要」、「保全」はこれらの学説の一部を取り入れたものと思われる。現代の生活において需要を平均的に満たすことを重視し、保険を「需要平均の制度」(同p.1)の一つとしていることから、保険の目的が「生活資料の平均の獲得」となっているのであろう。また、末高自身は学説名を明示していないが、保険そのものを「共通準備財産を形成する経済施設」と捉えているので、共通準備財産説といえよう。

(7) 酒井正三郎 [1934] , 『保険経営学』 森山書店。

酒井 [1934] は、商業学に対する危機意識に基づきながら海上保険を中心とした考察をするなど、かなり特異な考察を行う。海上保険を次のように定義する。

海上保険とは海上の危険に脅かされる海上企業関係者の生活安定を目的とする間接的・内部的金融の仕組みである。(同p.21)

保険の本質は、保険団体に拠出された共通準備財産から欲求の充当を受けることとするので、保険本質論としては共通準備財産説に近いといえる。しかし、仕組みを内部的金融の仕組とするので、財産の形成自体ではなくそこからの取り崩し・資金の流れの仕組みをより重視しているのが特徴であると思われる。この点から、金融説に分類される場合があるのであろう(白杉 [1954])。後述する米谷隆三の「相互金融機関説」に含まれると考える。

(8) 三浦義道 [1935] , 『保険学』 改訂11版, 巖松堂。

三浦 [1935] は、第2章「保険本質論」で保険学説を含めた保険の本質についての考察を行う。経済生活を需要充足行為とし、一般論として展開して、需

要説支持の伏線を張る（同pp.53-61）。なお、三浦は「需要」という用語を重視している。保険学説の考察は、体系的整理を指向せず、時系列的に生命保険否認説、技術説（Vivante1891）<sup>3)</sup>、客観的危険説（Krosta1911）、所得構成説（Hülse1914）、損害説（Wagner1891）、需要説（Gobbi1897）を取り上げる。独自の学説の提唱ではないが、「需要」という用語重視が特筆される。

(9) 磯野正登 [1937]、『保険学総論』保険経済社。

磯野 [1937] は、第3章「保険の本質」で保険学説を含めた保険の本質についての考察を行う。損害説、生命保険否認説（Laband, Elster）、技術説（Vivante1891）、不利益説（Wagner1891）、統一不能説（Ehlenberg, 松本丞治）、所得構成説（Hülse1914）、共通準備財産蓄積説（小島昌太郎）、需要説（Manes）を取り上げ、需要説はドイツにおける通説といえ、著者もこれを支持するとする。小島の保険学説を独立した学説「共有準備財産蓄積説」としているのが注目される。

(10) 勝呂弘 [1939]、『保険学』叢文閣。

勝呂 [1939] は、第1章第2節「保険の本質」で保険学説を含めた保険の本質について考察する。損害分担説（Wagner1888）、危険転嫁説、生命保険否認説、生命保険即慰藉保険説、危険平均説、貯蓄説または所得説、技術説、経済生活確保説、偶発的欲望説・充足説（ゴッピ・マーネス）を取り上げるが、損害分担説、充足説以外は簡単な考察ですませ、両学説を画期的とし、充足説を支持する。充足説については、前述の志田のマーネスの定義の修正、相互主義という用語を削除するという試みに対して、むしろ定義中に挿入すべきとしている。マーネスの定義を充足説として、ワグナー（Adolph Wagner）の損害填補説、ゴッピの偶発的欲望説を止揚したものと高く評価する。特に、「偶発的入用」という用語を使用して、保険を次のように定義する。

3) ここでの括弧書きは、三浦 [1935] で指摘されているものをそのまま記載している。磯野 [1937]、勝呂 [1939] も同様である。

保険とは偶発的入用を予見し、之を相互的に充足せしむる目的を以って多数人団結し、各自公平なる分担に任ずる経済制度を謂う。(勝呂 [1939] p.30)

独自の保険学説というよりも、マーネスの充足説を精緻化したものといえよう。

(11) 近藤文二 [1940] ,『保険学総論』有光社。

近藤 [1940] は、第2篇「保険の本質」で保険学説を含む保険の本質の考察をする。損害填補説、損害分担説、賭博説、生命保険否認説、欲望満足説、欲求充足説、客観的危険説、貯蓄説、交換取引説、確保説を取り上げ、保険本質論の発展過程をみる。わが国では無視されているヘルマン (Emanuel Herrmann) の「賭博説」を高く評価しているのが注目される。後述の印南 [1941] も賭博説に言及しているが、もともと極めて簡単に各学説を取り上げているに過ぎず、賭博説も近藤を先行研究として学説名をあげている程度なので、近藤の賭博説重視の点は戦前の保険本質論において例外的といえる。しかし、小島の保険本質論を「経済生活確保説」として支持し、それはフブカの立場を基礎として保険を定義したもので、経済生活確保説とする (同p.74)。その上で、自ら保険を次のように定義する。

保険とは、資本主義社会において偶然が齎らす経済生活の不安定を除去せんがため、多数の経済単位が集まって全体としての収支が均等するように共通の準備財産を形成する制度である。(同p.133)

独自の定義文ではあるが、「共通準備財産を形成する制度」として保険を捉えているといえるので、内容的には小島の定義文の修正といえよう。

(12) 印南博吉 [1941] ,『保険経営経済学』笠原書店。

印南 [1941] は、第2章「保険事業の本質」において保険の本質について考察する。ただし、保険本質論が考察の中心ではなく、加入目的との関係で保険

学説に若干言及しつつ保険本質論が考察されるに過ぎない。ゴッピに始まりわが国では志田を代表的支持者とする入用充足説とフプカに始まりわが国では小島を代表的支持者とする経済生活確保説の2説のみが問題とするに足り、入用充足説、志田の保険の定義を支持する。小島の学説を独自の学説とせず経済生活確保説としている。

(13) 西藤雅夫 [1942] , 『保険学新論』 立命館出版部。

西藤 [1942] は、第2編「保険の本質とその機構」で保険の本質を考察するが、保険学説を取り上げたり、保険の要件などを考察する通常の考察とは異なり、資本を中心とした経済学的考察を行う。保険の本質として金融性を重視するが、機構として捉える新しい見方に立つとしているので、一応ここでは独自の保険学説「機構説」としておこう。定義自体にはこだわらないとしつつ、次のように定義する。

保険とは、偶然なる事件のうちにありて、なお経済生活確保のために、多数人が共同して、貨幣を獲得するところの仕組みである。(同p.4)

「経済生活確保」という文言から、経済生活確保説の影響を強く受けているといえよう。

(14) 園乾治 [1942] , 『保険学』 慶應出版部。

園 [1942] は、第1章「保険の意義」、第2章「保険の定義」で保険学説を含む保険の本質を考察する。共通準備財産説に米谷隆三の相互金融機関説の表現をとりいれ、次のように定義する。

保険とは経済生活を安定せしめるために多数の者が団結して合理的計算を以て作成する相互主義の金融施設である。(同p.38)

印南 [1956] では、米谷説を「相互金融説」とし、これに即した上記の園の

説を「相互金融機関説」(印南 [1956] p.373)とする。また、園の保険学説の推移を子細に考察した庭田 [1972] では、「共通準備財産説と相互金融機関説を一体化されたもので、主力は相互金融機関説のところでありとされる」ので、相互金融機関説と位置づけられるとする(庭田 [1972] p.IV)。園 [1942] では米谷の説を「相互金融機関説」としていることから、印南 [1956] の名称の使い分けは不正確であろう。二つの学説を折衷させたことに保険学説史上の意義があると思われることから、二つの学説を折衷した独自の学説「共通準備財産説+相互金融機関説」とすべきではないか。園自身はこの学説を独自の学説とするか否かを明示していないが、本稿では両学説を折衷した独自の学説と捉える。

以上の文献に対して、(1) 支持する学説、(2) 定義文の修正を行っているか、(3) 独自の保険学説といえるか(修正または独自の学説)、(4) 取り上げている保険学説をチェック項目として整理すると、表1のとおりである。

表1から「支持する学説」は、損害説2、入用充足説5、共通準備財産説2、経済生活確保説1、独自の学説4(共通準備財産説を除く)となる。共通準備財産説も経済生活確保説の流れを汲むことからすれば、入用充足説と経済生活確保説関連が8を占め、やはり両者が戦前の保険本質論の中心であったことが確認できる。独自の学説もそれなりに多いといえるが、柴の分担応援説は損害分担説に、西藤の機構説は経済生活確保説に、園の共通準備財産説+相互金融機関説は共通準備財産説に近いことからすれば、入用充足説と経済生活確保説中心の傾向は、「支持する学説」の単純な結果よりも一層強いといえよう。定義文の修正もあまり見られず、戦前の保険本質論の展開は、入用充足説、経済生活確保説を軸に、各保険学説を考察して支持する学説がどの学説であるかを明示することに主眼が置かれたといえる。

表 1. 戦前の文献における保険本質論

	奥村 [1912]	栗津 [1921]	志田 [1927]	小島 [1929]	柴 [1931]	末高 [1932]	酒井 [1934]	三浦 [1935]	磯野 [1937]	勝呂 [1939]	近藤 [1940]	印南 [1941]	西藤 [1942]	園 [1942]
(1) 支持する学説	(損害説)	(損害分租説)	財産入用説	経済生活確保説	分担応援説	(共通準備産説)	(金融説)	需要説	需要説	充足説	経済生活確保説	人用充足説	(機構説)	(共通準備産説 +租上金準備説)
(2) 定義文の修正	×	×	○	○	×	○	×	×	×	○	○	×	×	×
(3) 修正の独自の学説	×	×	修正	独自の準備産説	独自の分担応援説	修正	(相互金準備説)	×	×	修正	修正	×	独自の機構説	独自の準備産説 +租上金準備説
(4) 保険学説の考察	×	×	×	損害債權説 損害契約説 損害分租説 人損保險論 生命保険論認識 危険転嫁説 非損害債權説 統一不能説 統一可能説 技術的特徴説 賠償的類型化説 所得備置説 経済生活確保説	損害契約説 損害分租説 危険転嫁説 生命保険論認識 統一不能説 賠償的類型化説 経済生活確保説	給付説 損害説 原状的損害説 損害分租説 危険転嫁説 新損害説 人損保險説 生命保険論認識 非損害説 区分説 一元説+技術説 需要説+所得説 保全説	×	生命保険論認識 技術説 客観的危険説 所得備置説 損害説 需要説 統一不能説	損害説 生命保険論認識 技術説 不利利益説 統一不能説 所得備置説 去還準備貯産 準備説	損害分租説 賠償説 生命保険論認識 生命保険論認識 危険転嫁説 野暮話+所得説 技術説 経済生活確保説 賠償的類型化説 人損説	損害債權説 損害分租説 賠償説 生命保険論認識 欲望論認識 客観的危険説 欲望論認識 欲望充足説 客観的危険説 賠償説 交換的危険説 賠償説	損害分租説 賠償説 生命保険論認識 客観的危険説 賠償説 交換的危険説 賠償保金説 現在欲望説 備保説 備保人用充足説	×	損害説 損害債權説 損害分租説 危険転嫁説 人損保險説 生命保険論認識 非損害説 一元論+不能説 技術説 欲望充足説 所得説 経済保全説

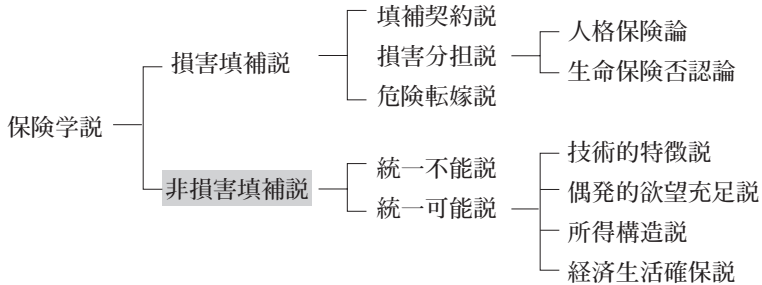
注) 1. 「[]支持する学説」の括弧書きは、支持する学説名が明示されていないが、定義文や内容から判断したものを示す。

2. 酒井 [1934] 「[]修正 or 独自の学説」の括弧書きは、定義文や内容から来たる学説に由来したものを示す。

(出所) 筆者作成。

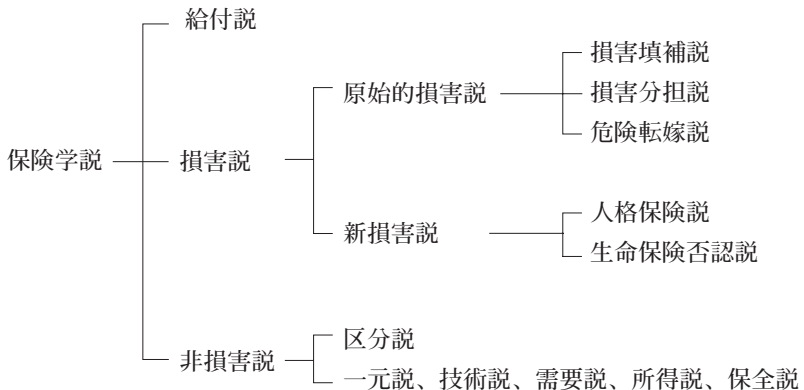
また、保険学説の体系的整理を試みているものは、次の図の通りである。

図2. 小島 [1929] の保険学説



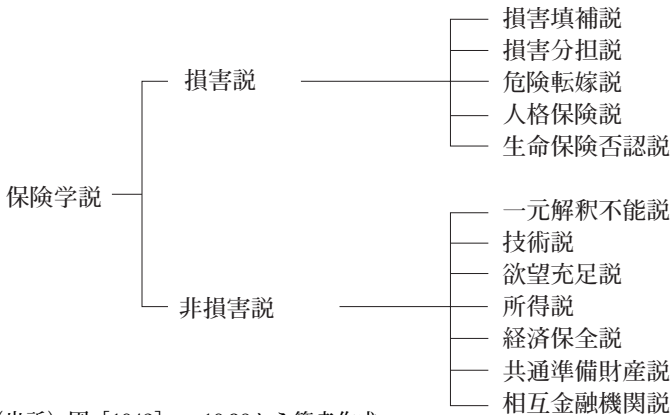
(注) 網掛けの名称は筆者が便宜的につけたもので、その他は小島 [1929] による。  
 (出所) 小島 [1929] pp.149-152から筆者作成。

図3. 末高 [1932] の保険学説



(出所) 末高 [1932] pp.2-3の図。

図4. 園 [1942] の保険学説



(出所) 園 [1942] pp.19-38から筆者作成。

各保険学説を取り上げた考察が多い割には、体系的な整理があまりなされていない。支持する保険学説の選択が重視され、保険学説の体系や系譜はあまり重視されなかったようである。

### 3. 戦後初期の文献

(1) 加藤由作 [1947] , 『保険論 (総論)』 巖松堂, (2) 加藤 [1948] , 『保険概論』 新訂3版, 巖松堂。

加藤 [1947] は、第2章「保険および保険学の意義」で保険学説を含めた保険本質論の考察を行う。ゴッビの学説を「欲望充足説」としてマーネスの「需要説」と分けている。続いて経済生活安定説 (フブカ)<sup>4)</sup>、客観説 (技術説, クロスタ (Benno Krosta)), 共通準備財産説が取り上げられ、著者は需要説を支持する。小島と明記していないが、わが国一部の学者が唱えるところとして、共通準備財産説を指摘する。したがって、小島の説を独立した保険学説と捉え

4) ここでの括弧書きは、加藤 [1947] で指摘されていたものをそのまま記載している。印南 [1950] も同様である。



ていると思われる。かなり絞り込んだ保険学説の考察である。本書は危険から考察をはじめ、損害概念と関連させてこれを重視するが、需要説の「財産上の需要」を「抽象的損害」と捉えて、需要説と損害概念の整合性を図っているのが注目される。この点において、損害説を乗り越えるための需要説という位置づけから逸脱する見解といえよう。加藤 [1948] は、保険学説の考察はないが、加藤 [1947] と同様な立場にたつ。

(3) 近藤文二 [1948] , 『保険論』 東洋書館。

近藤 [1948] は、ゴッドル (Friedrich von Gottl-Ottlilienfeld) 理論との関係でゴッピヤ入用充足説について考察するが、保険学説の考察などを通じた通常の保険本質論の考察はなされない。小島の保険本質論を含めて、保険の歴史性が問題とされていないとする。

(4) 印南 [1950] , 『保険経済』 東洋書簡, (5) 印南 [1954] , 『保険経済』 改定版, 東洋書簡, (6) 印南 [1967] , 『保険経済』 新訂版, 東洋書簡, (7) 印南 [1952] , 『保険論』 三笠書房。

印南 [1950, 1954, 1967] は『保険経済』の初版, 改訂版, 新訂版である。印南 [1950] では入用充足説を支持し、志田の定義文 (志田 [1927] p.8) に基づいた考察を行う。また、入用充足説と経済生活確保説の論争にもふれる。その他、稼得確保説 (白杉三郎)、ヘルマンの説、保険基金説 (マルクス (Karl Marx)), 蓄積原理説 (酒井正三郎)、保証貯蔵説、保険金融説 (米谷隆三) を取り上げる。ヘルマンの説は保険企業の立場に立ち、保険基金説は社会経済的立場に立つとする。しかし、国民経済の構造に即して保険を的確に把握できておらず、酒井正三郎の説を「蓄積原理説」として高く評価する。ただし、蓄積原理には経済的裏付けがないとして、「保証貯蔵説」を提唱する。印南 [1954] は印南 [1950] と同様であるが、印南 [1967] では、自ら提唱した「経済準備説」に基づく。印南 [1950, 1954] では定義文は志田に従いながら保証貯蔵説を主張するが、印南 [1967] では定義文も経済準備説となる。

印南 [1952] は、保険本質論の考察がない。

(8) 佐波宣平 [1951] , 『保険学講案』有斐閣。

佐波 [1951] は、伝統的保険学に批判的で、特に保険本質論重視を批判する。保険学説を逐一列挙し、逐一批判していくといったやり方に批判的であるが、保険の定義を行い、要件を使った分析など、佐波自身の考察は伝統的保険学の枠内にある。保険を読んで字の如く、「人々を危険から確保する経済制度である」(同p.43) とする。ここからブレーク・ダウンして、保険の対象の「危険」を考え、保険の存在目的を明白にし、保険の仕方である危険からの確保について考え、保険固有の仕組・組織を明白にする。定義文から要件を導き出しそれに基づく考察と同様な考察であり、保険本質論としては危険を重視する立場といえるが、確保が強調されている点では経済生活確保説的でもある。実際、印南 [1956] は佐波を経済生活確保説とする (印南 [1956] p.260)。ここでは、経済生活確保説とする。

(9) 白杉三郎 [1954] , 『保険学総論』再訂版, 千倉書房。

白杉 [1954] では、第2章「保険の本質」において保険の本質の考察を行い、第3章「保険の本質に関する学説」において保険学説の考察を行う。保険を次のように定義する。

保険とは、一定の偶然的事件に対して、財産の形成を確保するため、多数の経済単位が集合し、合理的な計算の基礎に基づいて、この目的達成のために必要な資金を分担醸出する経済制度である。(白杉 [1954] p.15)

前述の印南 [1950, 1954, 1967] では白杉の学説を「稼得確保説」としていたが、この定義文からは「財産形成確保説」とでもすべきものである。初版の白杉 [1949] では保険の目的を「稼得の確保」としており、印南は初版に基づいて論述していると思われる<sup>5)</sup>。なお、再訂版の白杉 [1954] では、「稼得

5) 印南 [1956] において、「ただし白杉氏は、その近著『保険学総論』の初版では、稼得確保説を主張し (19, 20頁)、その再訂版では、財産形成確保説を主張している (23頁以下)」(印南 [1956] pp.233-234注(2))としている。したがって、印南 [1967] では、この白杉の修正を織り込めたはずである。

の確保」から「財産形成の確保」への修正の理由は明示されていない。保険学説としては、損害説とそれ以外の学説に大別されるとした上で、損害填補説、生命保険否認説、損害分担説、統一不能説、技術的特徴説、貯蓄説、財産形成説、偶発的欲望説および入用説、経済生活確保説、経済生活平均説（末高信）、金融説（米谷隆三、酒井正三郎）を取り上げる。わが国の独立した学説として、経済生活平均説、金融説を指摘しているのが注目される。

(10) 園幹治 [1954] ,『保険学』泉文堂。

園 [1954] は、第1章「保険の本質」で保険学説を含めた保険の本質の考察を行う。保険を次のように定義する。

保険とは、偶然の事件に原因する経済不安に対する善後策で、経済の安定を図るに必要な手段を、合理的に算定せられた齟齬を以て、多数の経済主体が協同して、相互に調達する経済施設である。(同p.17)

共通準備財産説+相互金融機関説といえる園 [1942] と異なり、「相互主義の金融施設」という文言が落ちている。なぜ、このような修正をしたのかの説明もない。先に取り上げた園の保険学説を考察した庭田 [1972] では、米谷説を「金融機関説」と呼びかえて批判しているので、この修正は相互金融機関説を放棄したことを意味するとする(庭田 [1972] p.IV)。さらに、園 [1955] における次の定義文を取り上げ、「保険経済安定説」とすることも可能であるとするとする(同p.V)。

保険は経済を安定させるために必要な手段を、合理的に算定せられた費用を以て、多数の経済主体が協同して調達する経済施設である。(園 [1955] p.21)

この定義文は園 [1954] の定義文を洗練したものといえ、これをもって「保険経済安定説」とするならば、園 [1954] の定義も「保険経済安定説」とよんで差し支えないであろう。しかし、庭田 [1995] では園の保険学説自体が取り

上げられておらず、また、本田 [1978] でも取り上げられておらず、一般的には園の保険の定義は独立した保険学説と見做されていないようである。園自身も積極的に独自の保険学説と主張するわけではないが、保険学説の考察を行う園 [1961] では、社会保険を包含するために独自の保険学説を提唱していることが示唆される。共同準備財産説＋相互金融機関説（園 [1942]）から相互金融機関説の放棄（園 [1954]）によって共通準備財産説になるのではなく、社会保険の包含を意識した独自の保険学説を指向したと思われる。保険は経済の安定に必要な手段を調達する経済施設とすることから、独自の保険学説「経済安定説」とする。

ところで、学説間関係に対して、「保険の作用もしくは目的を広く経済的に探究する欲望充足説、貯蓄説、経済保全説などの諸説があり、これ等の諸説を総合発展せしめた共通準備財産説、経済生活平均説、稼得確保説などがあり、更にこれとは全く相異して保険の成立する方法に留意した技術説、金融機関説などがある」（園 [1954] p.53）との重要な指摘がある。この指摘に従えば、共通準備財産説を経済保全説（経済生活確保説）等から一段高い学説と考えており、また、金融機関説は異質としていることから、園 [1942] では異質なものを合体させたような保険学説を展開していたことになる。

なお、保険学説の体系も園 [1942] と異なる。保険学説の体系の修正についても説明はないが、両者を比較すると、大きく損害説、非損害説に二分していたのに対して、二元説を追加した点が修正点といえる（図4、5参照）。これは園 [1942] で損害説に含めていた人格保険説、生命保険否認説、非損害説に含めていた一元的解釈不能説を二元説として把握したためと思われる。損害説、非損害説を損害概念またはそれ以外で一元的に把握する学説とし、二元的に捉える学説を別範疇としたものと思われる。

(11) 大林良一 [1960], 『保険理論』春秋社。

大林 [1960] は、冒頭の第1章「保険の概念」で保険の本質を考察し、最終の第8章「保険学」で保険学説を考察する。保険を生活危険により偶発する一定の経済的必要（入用）を予定する多数の経済単位が、技術的基礎によって、

相互にその必要を充足することであるとする（同p.15）。したがって、経済必要充足説（入用充足説）の立場に立つといえる。しかし、保険学説の考察において、志田のように入用額に応じた技術的に公平な負担を要求する場合は、社会保険を包含できなくなるので、偶然率による保険料というのを放棄するとする（同p.186）。保険学説については、生命保険、社会保険の登場によってさまざまな異説が登場したとし、そのうちの主要なものとして、生命保険否認説、広義の損害分担説、統一不能説、技術的特徴説、協同体説、財産形成確保説、経済生活確保説、経済準備説、経済必要充足説（入用充足説）を取り上げる。

(12) 相馬勝男 [1963] , 『保険講義要領』 邦光書房。

相馬 [1963] は、第Ⅲ講第3章で保険の定義として印南の経済準備説をとるとし、保険を次のように定義づける。

保険とは、一定の災害その他の偶然事件に対する団体的経済準備で、多数の経済体が結合し、確率計算に基づいて公平な負担を行なう経済施設である。（同p.29）

特に、災害に対する経済準備であるとし、「災害経済準備説」の立場とする（同p.31）。そして、第Ⅳ講第1章「保険の時代区分的考察」では、保険学説について言及する。わが国では入用説と確保説の対立となり、両者を止揚するものとして経済準備説が登場したとする。経済準備説を高く評価する。ここでは一応独自の保険学説「災害経済準備説」とする。

以上の文献について、戦前と同様な整理を行うと表2のとおりである。

表 2. 戦後初期の文献の保険本質論

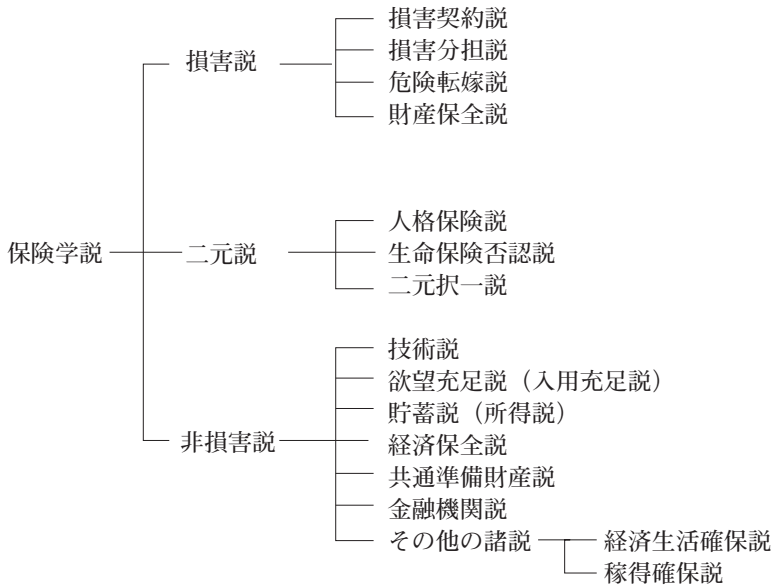
	加藤 [1947]	加藤 [1948]	近藤 [1948]	印南 [1950] [1954]	印南 [1967]	印南 [1952]	佐波 [1951]	白杉 [1954]	園 [1954]	大林 [1960]	相馬 [1963]
(1) 支持する学説	需要説 (入用充足説)	需要説 (入用充足説)	× × ×	保証貯蓄説 ×	経済準備説 ×	× × ×	(経済生活確保説) ○ 修正	× ×	×	× ×	経済準備説 ○
(2) 定義文の修正	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
(3) 修正or独自の学説	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
(4) 保険学説の考察	欲望説 需要説(入用充足説) 経済生活安定説 客観説(技術説) 共通準備資産説	×	(入用充足説) (経済生活確保説)	損害分相説 入用充足説 経済生活確保説 稼得確保説 ヘルマン説 保険ファンド説 貯蓄原理説 保証貯蓄説	損害分相説 入用充足説 経済生活確保説 稼得確保説 ヘルマン説 保険ファンド説 貯蓄原理説 経済準備説	×	×	損害分相説 生命保険否認説 損害分相説 統一不能説 技術的特徴説 貯蓄説 財産形成説 偶発的欲望説 および入用説 経済生活確保説 経済生活平均説 金説	損害分相説 損害分相説 損害分相説 損害分相説 統一不能説 技術的特徴説 財産保全説 二元説 人格保険説 生命保険否認説 二元択一説 非損害説 技術説 欲望充足説 (入用充足説) 貯蓄説(所得説) 経済保全説 共通準備財産説 金説 その他の諸説 経済生活平均説 稼得確保説	生命保険否認説 広業の損害分相説 統一不能説 技術的特徴説 協同体説 財産形成確保説 経済生活確保説 経済準備説 経済必要充足説 (入用充足説)	△

(注) 1. 「[1]支持する学説」の括弧書きは、支持する学説名が明示されていないが、定義文や内容から判断したものを示す。ただし、「需要説(入用充足説)」、「経済必要充足説(入用充足説)」は、入用充足説の別名を示す。  
 2. 近藤 [1948] は、通常の保険本質論の考察はないが、入用充足説、経済生活確保説は取り上げられるので括弧書きとした。  
 3. 相馬 [1963] は、保険学説を取り上げた考察はないが、保険学説の流れを簡単に整理しているので「[4]保険学説の考察」を△とした (相馬 [1963] pp.41-42)。  
 (出所) 筆者作成。

表2から「支持する学説」は、入用充足説3，経済生活確保説1，独自の学説5である。戦前との比較では、定義文の修正を含めて、印南を中心に独自の保険学説を追求する姿勢が強いといえる。入用充足説と経済生活確保説を軸とした論争から独自の学説を模索する動きといえよう。一方、佐波のように戦前からの考察が保険本質論偏重とする批判も生じている。この点において、保険本質論の研究ひいては保険の研究が転機を迎えつつあったといえるのではないか。

また、保険学説の体系的整理を試みているものは、次の図のとおりである。

図5. 園 [1954] の保険学説



(出所) 園 [1954] pp.53-54から筆者作成。

戦前よりさらに保険学説の体系的考察，系譜などに対する考察がなくなった。

#### 4. 保険本質論の文献

ここまでの考察は小川 [2009a, b] などの一連の研究として行っているため、テキストの文献を取り上げての考察となっているが、保険本質論についてはこれをテーマとした優れた研究書があるので、そちらのほうもみておこう。戦前の小島 [1928]、近藤 [1939] と戦後の印南 [1956] である。

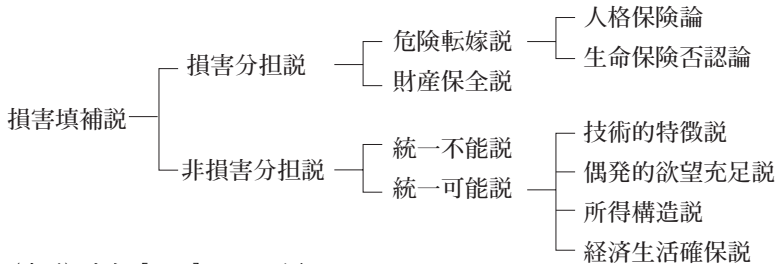
(1) 小島昌太郎 [1928]、『保険本質論』改訂再版、有斐閣。

第1章「緒論」は、保険学はいかなるものであるかを考察する。保険学は経済学の一分科であるとする。保険は他の一般の経済現象と同様に、物的資料の獲得使用が交換原則の下に行われる場合にのみ存在するとする。保険学を集合科学と捉えるドイツ保険学協会の見解を否定する。なお、本書は小島 [1925] の改訂再版であるが、本章と財産保全説を加えたことが初版に対する主要な追加事項・修正事項である。

第2章「保険の成立」は、保険史の考察である。保険類似の原始的制度、原始的保険のうち偶然に対抗する手段が純化して現代的保険となったとする (同 p.53)。そして、保険の本質研究の対象となるのは、この現代的保険であるとする。現代保険の成立の証跡として1720年の二大勅許会社の設立、1762年のオールド・エクイタブルの設立をあげる。なお、原始的保険と現代的保険の分類基準は合理的料率を基礎とするか否かに求めている (同p.148)。

第3章「保険の本質に関する学説の発展」は、保険学説を考察する。特に、保険学説の史的研究がほとんど行われていないことに問題意識を持っているため、保険学説史の考察が中心となる。保険学説の発展的系統を図6のように捉

図6. 小島 [1928] における保険学説の発展的系統



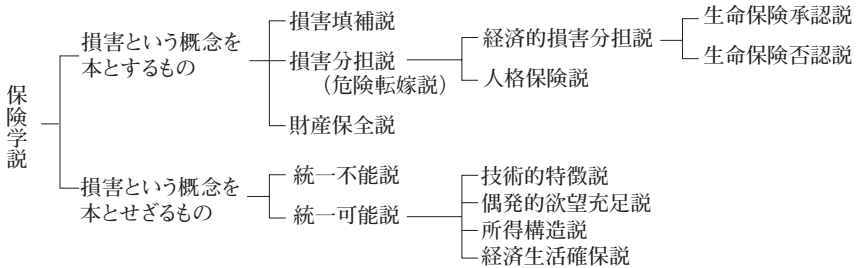
(出所) 小島 [1928] p.157の図。



える。

これはあくまでも発展的系統を示すもので、保険学説の分類は図7のように捉える。

図7. 小島 [1928] における保険学説の分類



(出所) 小島 [1928] のp.158の図。

これらのうち主たるものとして、損害填補説 (Samuel Marshall, E.A.Masius, Gephard, Ketcham, R.Riegel)<sup>6)</sup>、損害分担説 (Adorf Wagner, Brämer, Victor Ehrenberg) 危険転嫁説 (Phillippovich, Willett)、財産保全説 (Gerhard Jessen)、人格保険説 (Josepf Kohler)、生命保険否認説 (Stobble, König, Thöl, Tissier, Leveil, Malss, Reuling, Predöhl, Rüdiger, Hinrichs, Laband, Cohn, Elster, Willett)、統一不能説 (Victor Ehrenberg)、技術的特徴説 (Cesare Vivante, Herrmann, Conrad)、偶発的欲望充足説 (Wilhelm Lazarus, Ulisses Gobbi, Alfred Manes, Emminghaus, Moldenhauer, Wörner, Lexis, Loevy)、所得構造説 (Friedrich Hülsse)、経済生活確保説 (Joseph Hupuka) を考察する。

この考察において注目される点をあげると、次のとおりである。危険転嫁説については、この学説そのものよりも、「危険」の概念について詳細に考察する。初版 (小島 [1925]) にはない「財産保全説」を紹介するが、損害分担説

6) ここでの括弧書きは、小島 [1928] で指摘されているものをそのまま記載している。

への回帰といった学説なので、保険学説の進歩に貢献した学説のみを取り上げる場合には無視してかまわない学説とする（小島 [1928] p.237）。「生命保険否認説」、「技術的特徴説」は小島の命名である。ゴッピの学説とマーネスの学説を分けず、マーネスの修正を重視していない。Bedürfniss（ゴッピ）、Bedarf（マーネス）の用語の違いも重視しない（同p.208）。基本的に学説を古い順に取り上げているが、所得構造説よりも古い経済生活確保説を最後に取り上げ、高く評価する。

本章の最終節でまとめが行われるが、保険の本質については、保険の本体、保険の職能、保険の方法（技術）が明らかにされなければならないとし、この3つの観点からまとめている。そして、保険の特殊性が特に現れるのは方法であるとし、保険の特殊の方法とは共通準備財産の作成とこれを作成するに要する剰金の特殊な算法とする（同p.260）。著者の共通準備財産作成重視の姿勢が明確にされる。

第4章「保険と経済との根本関係」は、保険が経済生活を安固ならしめる方策のうちいかなる地位を占めるかを考察して、保険と経済との根本関係を明らかにする。現代の経済において経済生活が不安定になることを所得の考察から始め、その方策を規律的なる経営と準備財産の作成に求める。そして、保険をこの準備財産を作成する特殊の仕組みとする（同p.287）。

第5章「保険の本質」は、保険の重要要素を考察して保険の本質を解明する。保険を次のように定義して、特質を導き出し、それぞれについて考察を加えているので、パターン化した考察といえる。

保険とは、経済生活を安固ならしむるがために、多数の経済主体が団結して大数法の原則に従い、経済的に共通準備財産を作成する仕組みである。（同p.421）

保険の本質を解明するためには特質をあげるだけでは不十分で、保険の限界、保険類似制度、保険の分類についても述べるところがなければならないとするが（同p.333）、これらは伝統的保険学にみられるパターン化した考察項目であ

る。保険本質論重視の伝統的保険学のパターン化した考察項目が、改めて保険の本質と密接に関係していることが確認できる。これらのことが考察される最終章は、テキスト的な内容である。

テキスト的考察を含む保険本質論以外の考察も行われるが、保険学説の体系的整理がなされ、その後の保険本質論の研究に多大な貢献をしたと思われる。また、本書でも共通準備財産の作成を重視する小島の保険本質観を確認できる。

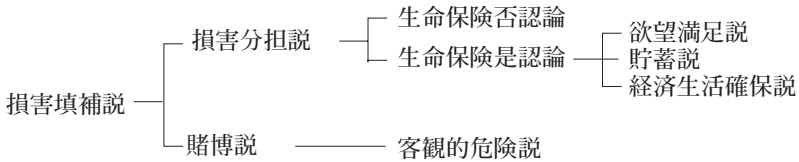
(2) 近藤文二 [1939]、『保険経済学』第2巻（保険学の本質）、甲文堂書店。

本書は「保険学の本質」とされるが、前半が保険学説史、後半は著者の保険本質論が展開されており、第3編「保険の本質」として6章構成であるため、まさしく保険本質論の書といえる。第3編とされるのは、第1巻に第1、2編が収められているからである。全体を通じて保険学の在り方を問うような面があるので、「保険学の本質」とされるのであろう。

第1章「保険本質論の発展」は、保険本質論の歴史的発展について考察する。その考察は、次のような独特のものである。法律学者による学説を整理して、特に保険団体の把握に限界があるので、あまり詳しく取り上げても意味がないとし、経済学者の見解に注目すべきとする。損害填補契約説、危険転嫁説、人格保険説、生命保険否認説、二元説は法律学者によるものということで簡単な考察で済まし、ワグナーを中心に損害分担説、ヘルマンの賭博説、エルスター (Ludwig Elster) の生命保険否認説、ゴッピの欲望充足説、マーネスの欲求充足説 (Bedarfstheorie)、クロスタの客観的危険説、フルセ (ヒュルセ (Friedrich Hülsse)) の貯蓄説、小島の経済生活確保説を取り上げる。ゴッピ、クロスタ、ヒュルセ等によって保険の技術的特性が深められたとし、この技術的特性と保険の経済的目的を結び付けた保険の統一的構成を最初に試みたのが小島であるとする。小島の経済生活確保説を最も優れた保険学説とするが、他の学説との共通の欠点として、資本主義との関係が不十分であるとする。

なお、本章の結論部分で図6の小島の見解に対して、次の図8のような見解を提示する。

図8. 近藤 [1939] における保険学説の発展的系統



(出所) 近藤 [1939] p.143の図。

第2章「理論経済学的保険本質論」は、一定の経済学的立場に立って保険の本質の理解を試みた学者の説を考察する。ウィレット (Allan H.Willett), リーフマン (Robert Liefmann), イェッセン (Gerhard Jessen), リンデンバウム (J.Lindenbaum), ヘルペンシュタイン (Franz Helpenstein), ローテ (Bodo Rothe), ウェディングン (Walter Weddingen) を取り上げる。

第3章「保険の精神」は、保険を支配する経済意識について考察する。それは、偶然を契機として資本主義経済制度が齎すところの経済生活の不安定を除去しようとする保険加入者の普遍的意識であるとする。保険を一般的に指導する精神は、安定主義、合理主義、個人主義であり、企業保険はこの上に営利主義、家計保険は欲求充足主義が加わるとする。

第4章「保険の形式」は、保険の組織形態について考察する。もっとも根本的なものを保険団体とする。

第5章「保険の方法」は、保険の技術的構成について考察する。それを、小島に従い、共通準備財産を作成することおよびこれを作成するに要する醸金を特殊の方針に基づき算出することとする。

第6章「保険の本質」は、精神、形式、方法の三方面からの本質的特性を総合して、保険概念を規定する。保険を次のように定義する。

保険とは、偶然を中心として資本主義経済社会が齎すところの経済生活の不安定を除去せんがため、多数の個別経済が利益社会的集団を構成し、全体とし

てこれを見る場合、各個別経済が経済生活の安定化を妨げる事件として予定せる一定事件の発生に当たり、現実を受け取るべき金額と均衡せしむるが如き計算の下に、剰金を為すことにより、共通の準備財産を形成する制度である。(同p.358)

ゾンバルト (Werner Sombart) の理論経済学の立場から保険の本質を考察して、制度としての保険においてこれを統一的に把握するとする。この場合の保険の本質とはゾンバルトの形態的理念として構成されたものなので保険の形態の本質であり、それは保険と資本主義経済組織との意味関係の理解という目標に向けた出発点であるとする。さらに形態的本質と現象形態の保険の底に横たわる社会的価値の流れがいかなる意味を持つかを明らかにする必要があり、それを保険料の社会経済学的本質＝保険の実体的本質に求める。続いて、この点に関連した馬場克三との論争を振り返る。

保険学説史の部分は、小島を先行研究としつつも、資本主義経済と保険との関わりを重視するという視点から、小島をはじめとする先行研究に対する批判も随所にみられる。保険の定義文が登場するが、小島の経済生活確保説を支持しているといえ、それをより精緻化させるために独自の定義を行っているといえるので、独自の学説ではなく、経済生活確保説である<sup>7)</sup>。小島 [1928] と読み比べるとかなり保険本質論についての理解が深まるといえ、保険本質論の必読の書といえよう。

なお、本書に続いて第3巻、第4巻と保険学の体系としてまとめていく予定であったが、変更され、その代りに近藤 [1940] が刊行された (金子 [1977] p.107)。

### (3) 印南博吉 [1956]、『保険の本質』白桃書房。

本書は独自の学説「経済準備説」を提唱するための書である。従来の保険学

---

7) 近藤は小島の説を「経済生活確保説」とよんでいるので、ここでの名称はそれに従っている。

説は主観的立場に立つという根本的欠陥を持っているので、全く新しい保険学説として「経済準備説」を提唱したとする。これは社会保険、社会保障の基本把握のためにも適切であるとする。

序論は、保険の本質を規定する定義がどのような性質のものであり、どのような問題があるかについて考察する。保険本質論についての方法論的考察であり、従来あまりみられなかったものである。固定的定義と歴史的定義の考察などを行いながら、従来の学説の欠陥が主観的に捉えていること、歴史性が認識されないことにあり、そこに生命保険、損害保険をいかに一元的に捉えるかという課題が加わり、この三つの関門である客観性、歴史性、一元性を首尾よく突破した学説はないとする。

第1部「保険本質論の諸相」は、保険本質論の発展の跡をたずねる。各学説の問題点、その後の本質論にいかなる影響を与えたかを考察する。比較的古い保険本質論として、損害填補説、損害分担説、生命保険二重性格説、コーラー (Josef Kohler) の保険本質論、生命保険否認説、統一不能説を取り上げる。

第2部「入用充足説の沿革」は、第1部の考察で損害概念によらない統一的な保険学説が要求されるに至ったことが明らかにされたとし、このような学説のうち最も優良な学説である入用充足説を考察する。

第3部「経済生活確保説と入用説との対決」は、入用充足説 (入用説) と経済生活確保説 (確保説) の是非を論ずる。

第4部「経済準備説の主張」は、自らの保険学説を提唱する。従来の学説のほとんどが主観主義の立場に立っており、例外的に客観主義の立場に立つ者も保険の機能の把握に失敗しているとして、保険の機能を「経済準備の社会化」とする。

附論として「資本論と保険の本質」を考察する。

本書は本文455頁 (附論を除く) もの大著である。それでいて全編保険本質論に関する考察であり、およそ内外の保険本質論に関してすべてカバーされていると言っても過言ではないほどである。小島 [1928] も保険本質論の文献として優れているが、歴史的考察や教科書的考察が含まれ、必ずしも全編保険本質論ではないことと比較すると、改めて本書の重厚さがわかる。ただし、独自

の学説提唱が目的であるためいたしかたない面もあるが、小島が行った図6, 7のような保険学説の体系的な把握の観点からは、物足りなさを感じる。

とはいえ、圧倒的な重厚さと、本書が発行された頃には保険本質論偏重の研究動向に対する批判が徐々になされてきたこともあり、本書によってわが国の保険本質論研究は一種の頂点を極めたといえるのではないか。

## 5. 先行研究としての保険学説

以上で保険学説名を確定させるための題材は揃ったので、本稿の目的である保険学説名の確定を行う。作業のポイントは大きく二つあると考える。一つ目は、先行研究といえる保険学説の確定である。なぜならば、保険本質論の展開にも輸入学問としての保険学の性格が反映され、外国の保険学説の研究が土台となっているからである。ほとんどがドイツとっていいが、先行研究として位置づけられる外国の保険学説を整理する。そのような保険学説に続いて、わが国では単なる定義文の修正とはいえない独自の保険学説や、従来の学説から独立して提唱された独自の保険学説などが登場するので、二つ目は、わが国独自の保険学説の確定である。まず、本節では先行研究といえる外国の保険学説を確定させる。

予備的考察として、ドイツの学者による保険学説の分類をみておこう。

Krosta [1911] では、次のように分類される。

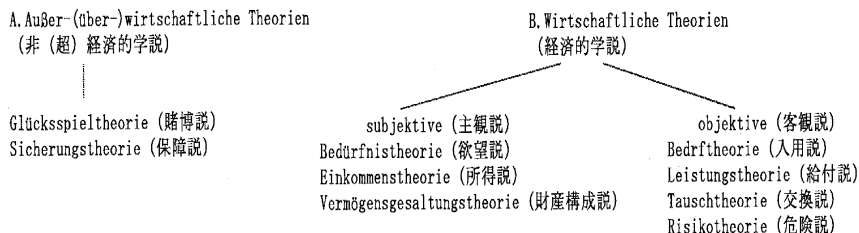
Schadentheorie (損害説), Bedürfnis- (Bedarfs-) Theorie (欲求 (入用) 説), Leistungstheorie (給付説), Glücksspieltheorie (賭博説)

Manes [1930b] では、国民経済的観点からのものとして、次のように分類される (Manes [1930b] S.289-291)。

Spieltheorie (賭博説), Spartheorie (貯蓄説), Leistungstheorie (給付説), Schadentheorie (損害説), (objektive) Gefahrentheorie ((客観的) 危険説), Bedarfstheorie (入用説), subjektivistische Definition (主観主義的定義)

Wagenführ [1938] では、図9のように分類される。

図9. ワーゲンヒュール (Horst Wagenführ) の保険学説の分類



(出所) Wagenführ [1938] S.18の図1b。

わが国の研究において取り上げられてきた保険学説に対して、Krosta [1911], Manes [1930b], Wagenführ [1938] が取り上げる学説で注目されるのは、給付説、賭博説である。それは、表1, 2から明らかのように、わが国の文献では両説はほとんど取り上げられていないからである。

両説が取り上げられないのは、保険学説の網羅的研究の先駆者、したがってまた保険本質論研究の先駆者というべき小島が両説を重視していないからであろう。賭博説は通常ヘルマンの学説に対して使われる名称であるが、小島はヘルマンを評価しない。小島 [1915, 1916a, 1918] では登場せず、小島 [1925] の技術的特徴説のところでは取り上げるものの、技術偏重で保険を賭博富籤と同視する誤った見方と切り捨てる。この見方が通説化し、技術説で言及するか、または、取り上げていない文献が多い。戦前でいえば、末高 [1932], 勝呂 [1939], 園 [1942] がヘルマンには触れずヴィヴァンテ (Cesare Vivante) の説として技術説 (末高 [1932] は「技術尊重説」とする) を取り上げる。三浦 [1935], 磯野 [1937] は基本的にヴィヴァンテ重視でヘルマンの名前を指摘する程度である (表1参照)。戦後は、印南 [1950, 1954, 1967] が「ヘルマン説」として取り上げるが、技術説を取り上げるものでは、白杉 [1954] は小島と同様な言及の仕方であり、大林 [1960] では言及されない (表2参照)。園 [1954] は戦前の園 [1942] と異なり、技術説においてヘルマンに言及するのみならず、それなりに評価している。したがって、戦後は小島の影響力が戦前



ほどではないといえるものの、依然としてヘルマンの評価は高くない。

ヘルマンを高く評価したのは、近藤 [1939] である。近藤 [1939] におけるヘルマンについての研究に関しては、印南 [1950] が絶賛している（印南 [1950] p.135）。印南もヘルマンを高く評価し、印南 [1950, 1954, 1967] で取り上げるのみならず、印南 [1956] において詳細な考察を行っている（印南 [1956] pp.352-357）。しかし、本田 [1978] が技術説でヘルマンに言及するということが象徴されるように、小島の影響は戦後初期以降も大きいといえる。

ヘルマンの見解の重要な点は、保険を賭博富籤と捉えることではなく、賭博富籤と同じような技術を使うということに保険の本質を求めることにあるのであろうから、賭博富籤は単なる例えに過ぎないということである。近藤のヘルマン研究を支持して、ヘルマンは技術を強調するために例えとして賭博富籤を取り上げたと考え、ヘルマンの見解を技術説とする。技術説でヘルマンを取り上げるものの多くが、ヴィヴァンテを提唱者にして、あたかもヘルマンがこれに続いたかのような指摘がみられるが、これは誤りである。それは、一般にヘルマンについて言及する場合に取り上げられる文献はHerrmann [1897] で Vivante [1891] に遅れるが、Herrmann [1897] はHerrmann [1869] の第3版であり、ヘルマンを技術説に含めるならば、この学説の提唱者はヴィヴァンテではなく、ヘルマンとしなければ誤りである。ヘルマンの見解は一つの保険学説として注目するに値するが、それは「賭博説」とするべきではなく、「技術説」とすべきであろう。したがって、ドイツの先行研究のように保険学説に「賭博説」を含めず、ヘルマンの見解を技術説に含めることとする。なお、ドイツの文献で賭博説・ヘルマンを取り上げるものが多いというものの、過去に提唱された説の一つとして言及せざるを得ないということで取り上げられており、評価は高くない。こうした評価自体が、小島の先行研究になっているといえよう。

次に、給付説について考察する。Krosta [1911] では、給付説としてKarup [1885] とBrämer [1904] が指摘される（Krosta [1911] S.22-23）。給付説は保険を給付契約の一種とみる学説である。Manes [1930a] では契約説（Vertagstheorie）とよんだ方が良いとされるが（Manes [1930a] S.9）、印南

[1956] は契約的な面はこの説のみの特徴ではなく、この説の特徴は保険の目的を特殊な給付にあるとして、保険加入者の主観的な目的に立ち入らぬ点にあるとする（印南 [1956] p.348）。印南の批判は適切であろう。特殊な給付が偶然と結びつく給付となることから、保険と賭博との区別ができない学説ともいえる。このように、保険学説としては大きな欠点のある学説であるため、追隨者もなく、広がりを見せなかった学説といえる。ただし、わが国の生命保険契約に関する規定は、旧保険法＝商法（第673条）であれ、新保険法（第2条（8））であれ、定額給付を行う契約を持って生命保険契約とし、技術的な面など一切割愛しているので、給付説に基づく規定といえる。理論的には問題あるが、実務的な面も含めて、無視できない学説である。そこで、独立した学説と見做す。

以上の点を踏まえた上で、保険学説の展開を振り返ろう。最初の保険学説が原始的海上保険を背景に保険を「損害填補契約」として把握する説として登場したとする点については、異論が出されないであろう。名称としては「損害填補説」が多いが、その他に「損害契約説」、 「填補契約説」などもある。保険を損害填補「契約」として捉え、「損害」概念で把握するという点に特徴があるので、この学説を「損害填補契約説」とする。本説に関連する代表的な文献は下記のとおりである<sup>8)</sup>。

Marshall, Samuel [1808] , *Treatise on the Law of Insurance*, London.

Masius, Ernst Albert [1857] , *Systematische Darstellung des gesamten Versicherungswesens*, Leipzig.

損害填補契約説は、二つの特徴いずれもが問題となった。保険を損害填補契約として捉えるということは「契約」という二者間の閉じた関係としてしか保険を認識できず、また、「損害」概念は生命保険の把握で躓くことになる。この両者が問題となりながら、その後の保険学説が展開する。

「損害分担説」は生命保険を純粋な損害保険と捉える。たとえば、死亡は平均寿命よりも早く死亡するために、一定の資金を形成するための貯蓄を行うのに十分な間生存しえないことによる損害とする。この説の代表的なものはワグ

8) 本節における各学説の主たる文献については、Krosta [1911]、小島 [1928]、近藤 [1939]、印南 [1956] を参照した。

ナーであるが、この説の画期的なところは、損害分担という形で保険団体が意識されることである。原始的保険から近代保険への移行は、合理的保険料の下で保険団体が形成されるということであり、保険が契約から制度（施設）となることを意味するが、保険学説もかかる保険の発展に沿った動きをみせたといえよう。「法律的損害説が経済的損害説に発展した」（近藤 [1939] p.19）といえる。ただし、ワグナー説は自家保険を含み、自家保険を含む点と損害概念での生命保険把握にはやはり無理があるという点が批判される。本説に関連する代表的な文献は下記のとおりである。

Becher, Ernst [1868], *Der Kredit und seine Organisation*, Wien und Leipzig.  
Wagner, Adolph [1881], “Der Staat und das Versicherungswesen”,  
*Zeitschrift für die gesamte Staats-Wissenschaft*.<sup>9)</sup>

損害概念での生命保険把握を放棄する学説も登場する。「二元説」は損害概念による生命保険の把握を諦めて、生命保険の保険性を損害概念以外との関わりで捉えるものである。本説に関連する代表的な文献は下記のとおりである。

Schmidt, Louis [1871], *Das Ganze des Versicherungswesens*, Stuttgart.  
Ehrenberg, Viktor [1909], “Begriff, juristisch”, in Manes, Alfred hg.,  
*Versicherungs=Lexikon*, Tübingen, J.C.B.Mohr.

「生命保険否認説」は損害概念による生命保険の把握を諦めて、生命保険は保険にあらずとする。その保険性を積極的に否定するもの（Laband, Hinrichs, König, Thöl, Elster<sup>10)</sup>）、保険契約と他の契約の結合契約といった形で純粋な保険契約ではないとしてその保険性を消極的に否定するもの（Malss, Reuling, Predöhl, Rüdiger, Willett<sup>11)</sup>）とから成る（同pp.8-10）。本説に関連する代表

- 9) 損害分担説については、必ずと言っていいほどワグナーの定義が取り上げられ、通常 Wagner [1898] における定義 (Wagner [1898].S.359) が引用されるが、定義はこの論文が先行する。
- 10) 括弧書きの中で Elster (Ludwig Elster) のみ経済学者である (近藤 [1939] pp.56-69)。
- 11) 危険転嫁説で取り上げるウィレット (Allan H. Willett) は、生命保険を保険と投資の結合とみている点で生命保険否認説に含まれる (Willett [1901] p.121)。しかし、近藤 [1939] ではウィレットは資本に対する保険しか問題にしていけないので、生命保険否認説に含めるのは早計とする (近藤 [1939] p.162)。

的な文献は下記のとおりである。

Elster, Ludwig [1880], *Die Lebensversicherung in Deutschland: ihre Volkswirtschaftliche Bedeutung und Die Notwendigkeit ihrer Gesetzlichen Regelung*, Jena, Gustav Fischer.

その他、小島が「人格保険説」と名づける学説がある。これは、生命保険を精神上の損害＝人格上の損害を填補するものと捉え、損害分担説の一種とされる。Kohler [1910] に代表されるが、既に入用充足説など非損害説が注目されている頃に登場した、あまり注目されていない保険学説である。わが国では、小島が大きく取り上げたので独立した保険学説とする文献が多い(印南 [1956] p.101)。印南 [1956] では、小島が人格保険説を凶では損害分担説に含めているが(凶2参照)、損害填補説と解せる論述も見られることから、どのように位置付けているかが明確ではないとする(同p.105)。また、近藤 [1939] ではKohler [1910] を人的側面にまで損害概念を不当に拡大したと批判するが(近藤 [1939] p.10)、印南 [1956] は危険引受の観念を重視しているとして後述の危険転嫁説に含めるべきとする(印南 [1956] p.106)。印南の見解を支持して、危険転嫁説に含まれる独立した保険学説とする。本説に関連する代表的な文献は下記のとおりである。

Kohler, Josef [1910], *Urheber-, Patent-, Zeichenrecht, Versicherungsrecht und Rechtsverfolgung*, Halle, Buchhandlung des Waisenhauses (Dernburg, Heinrich, *Das bürgerliche Recht des Deutschen Reichs und Preußens*, Bd.6.) .

また、同じ20世紀になってからの保険学説として「危険転嫁説」を取り上げる論者もいる。危険を「損害発生の可能性」といったように損害概念で把握し、損害分担関係が築かれることで危険を保険団体に転嫁していると捉えるので、損害分担説の一種とされる。保険学上危険という用語が重要なこともあり、独立した保険学説として取り上げられることが多い。確かに危険が保険の前提といえるほどの重要な概念であることからすれば、独立した保険学説とする価値はあろう。本説に関連する代表的な文献は下記のとおりである。なお、下記文献のウィレットとフィリポビッチ (Eugen von Pilippovich) では、生命保険に

対する見解が異なることに注意を要する。前者は生命保険は保険に在らずとし、後者は生命保険も危険転嫁説で把握できるとする。したがって、前述のとおりウィレットは生命保険否認説にも含まれる。

Willett, Allan H. [1901], *The Economics Theory of Risk and Insurance*,  
New York, Columbia University Press.

Pilippovich, Eugen von [1909], *Grundriss der politischen Oekonomie*,  
Tübingen, Mohr.

ここまでの学説は損害概念に基づいている。損害概念に基づく保険学説を大きく「損害説」という範疇で括ると、損害概念で生命保険の把握に躓いた損害説は、次のような展開を遂げたといえる。すなわち、生命保険の把握をめぐる動きとしては、次のように整理できよう。

① 損害概念をあくまで重視して、生命保険も何とか損害概念で把握しようとする。

損害分担説, 危険転嫁説 (ウィレットを除く), 人格保険説

② 損害概念での把握は無理なので生命保険の保険性を否定する。

生命保険否認説

③ 損害保険との共通概念を放棄する。

二元説

しかし、こうした学説は損害概念に拘っているためどこかに無理があり、損害概念自体を放棄すべきとして、損害とは別の概念で保険を統一的に把握することが指向される。こうした学説がいくつか登場するが、損害概念に基づかないということで「非損害説」とされる。しかも、こうした学説が危険転嫁説や人格保険説より前に提唱され始めている。ここで、保険学説の体系的整理が問題となる。なぜならば、損害説、非損害説が保険学説の体系的な把握の軸になるという点では異論が出されないであろうが、詳細な分類に及んだとき見解が分かれるからである。

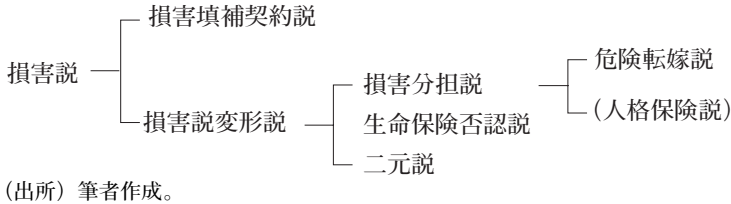
小島 [1928] は、損害分担説の流れに属するものとして2説あるとし、一つは生命保険の本質も財産保険と同じ損害填補とする説、いま一つは生命保険は保険にあらずとする生命保険否認説である。このうち前者の一種として、精神

上の損害＝人格上の損害をも填補するとする説を人格保険説とする（図7参照）。これに対して、それまでの損害説とは異なるとして、「損害説変形説」といった捉え方をする論者もいる（庭田 [1995]，図1参照）。また、③のみならず①、②も通常の損害概念以外の捉え方が入ってくるという点で二元説的に捉え、損害説、非損害説という一元説に対して、二元説という範疇を設けるという考え方もある（園 [1954]，図5参照）。しかし、人格保険説は生命保険を道徳上・精神上の損失を填補するものとするのであるから、損害概念と別の概念を持ち込んだ二元説的な捉え方ではなく、損害概念に物的損害以外にも含めているに過ぎない。したがって、二元説とはできないであろう。生命保険否認説も二元的に把握しているというより、損害概念に基づいてそれ以外のものを否定しているに過ぎないのであるから、あくまで損害説に含めるべきであろう。③は文字通り、二元説といえよう。したがって、園 [1954] の分類は、これらの学説を損害説から非損害説への過渡期に位置するとして注目している点は優れているが、理論的には問題のある分類となっている。

庭田 [1995] は、損害説から非損害説への過渡期を明確に位置付けていると思われる。すなわち、過渡期を示す分類として「損害説変形説」を用意し、損害概念の限界をそれを変形することによって乗り越えることが指向されたが、それもかなわず非損害説に移行したとの流れで捉えているのではないか。この点に関連した小島 [1928] の分類は、理論的には問題ない。しかし、①、②、③の学説は損害説から非損害説への保険学説の発展の流れにおいて過渡期に位置づけられるといえ、保険学説の発展という視点を入れると、損害分担説の一種として把握するよりも、過渡期を示すための分類上の配慮が必要なので、庭田 [1995] の分類の方が適切であろう。ただし、損害分担説自体が過渡期の保険学説といえ、人格保険説についてはその登場時期や与えた影響などを考えると損害説変形説に含まれる他の学説と同様な位置づけをすることは困難である。そこで、人格保険説については括弧書きとする。なお、このような把握は、非損害説を統一可能説、統一不能説に分ける小島 [1928] の分類と異なる。この分類も理論的には問題ないが、損害説→過渡期（損害説に含める）→非損害説という捉え方の方が保険学説の発展の捉え方としては、非損害説への発展がよ

り良く捉えられるのではないか。統一不能説，統一可能説という範疇を設けず，統一不能説は二元説とし，統一可能説は非損害説として統一が試みられたということด้วย非損害説とする。以上の考えに基づく先行研究としての損害説の体系を示せば，図10のとおりである。

図10. 保険学説の体系（損害説）



さて，損害概念への拘りを捨てた新しい保険学説＝非損害説の範疇に含まれるものとして，次のようなものがある。

「入用充足説」は代表的な保険学説である。ゴッピによって提唱され，マーネスによって広められたこの学説は，わが国では志田によって紹介され，支持者の多い学説となった。この学説に関わる問題は，すでに明らかにされているように，ゴッピとマーネスの学説を別のものとして把握するかどうかである。ゴッピはBedürfnis，マーネスはBedarfという用語を使ったことから，前者を「欲望充足説」，後者を「入用充足説」などとして分ける論者もいる（勝呂 [1939]，近藤 [1940]，加藤 [1947]，庭田 [1995]）。Bedürfnis（欲望）は英語でいえばwantで主観的概念であるのに対して，Bedarf（入用）は英語でいえばneedsで客観的概念であるのでより優れており，Bedarfに基づいたマーネスの定義がドイツで高く評価され支配的になったとされるが（印南 [1982] p.3），他方欲望概念こそ保険の本質を把握するに肝要であるとして「ゴッピに還れ」との主張もある（印南 [1942] p.11）<sup>12)</sup>。しかし，印南 [1942] によれば，ゴ

12) 近藤 [1939] において，「ゴッピ（ゴッピ…小川加筆）よりマーネスへの道は，前述の如く，いわば保険の経済的目的の重視から技術的構成の重視への道であった」（同p.99）との指摘がある。

ッビはBedürfnisを使う前にBedarfを使って保険を説明していたので、「入用」(Bedarf)という言葉はマーネス以前に使っており、観念上のみならず用語上においても完全に入用充足説の始唱者であるとする(同p.12)。ゴッピがBedarfをBedürfnisに変えたのは、損害概念を超えた保険を一元的に捉える概念をより経済学的な一般的・経済学的用語にするためであって、当時の経済学の基本概念を使ったものと思われる(同p.13)。

ここに保険学説史上マーネスをどう評価するかという興味深い問題があるといえる。主観的なBedürfnisを客観的なBedarfに言い換えて充足説を発展・大成させてそれを広めたのか、Bedarfという概念からしてゴッピを先行研究とし、定義文を洗練させてその普及に貢献したに過ぎないのか。ゴッピ研究の第一人者といえる印南の研究からすれば、後者の見解が正しいといえそうであるが、保険学説名の確定という本稿の課題にとってのポイントは、Bedürfnis, Bedarfという用語の使い分けを重視するか否かにあるといえよう。前述の小島[1928]のように、BedarfはBedürfnisの総括的用語として、両者の使い分けを重視しない見解もある(小島[1928] p.208)。損害概念の限界を超える保険を一元的に把握するための概念を求める努力が、「或種の欲望を充足する」(同p.208)ことに求められたとすれば、BedarfとBedürfnisの差を重視せず、「充足説」と捉えることができよう。そして、より子細に考察すれば、「欲望充足説」、「入用充足説」に分けられるとする。保険学の発展を重視した保険学説史の立場からは、両者の違いに配慮しつつも「充足説」とした方が良いのではないか。

ところで、「需要説」とのよび方もあるが(三浦[1935], 加藤[1947])、需要と供給という術語を考えると需要説という呼称には無理があるのではないか<sup>13)</sup>。「入用」という用語自体は一般的ではないが、すでに定着していると思われることから、Bedarfの訳語は「入用」でよいのではないか。以上から、「充足説(欲望充足説, 入用充足説)」と表記する。本説に関連する代表的な文献

13) 三浦[1935]では、このような批判に対して、需要供給という場合は「需用」のが良く、「需要」は保険の説明に適するとするが(同pp.63-64)、「需要」という用語が定着している今日では、一般的な用語法からあまりに乖離した用語法となってしまう。



は下記のとおりである。

Gobbi, Ulisse [1894], *Il carattere d'indennità nell'assicurazione*,  
Rendiconti del R. Istituto Lombardo di scienze e lettere, Milano.

Gobbi, Ulisse [1896, 1897], “Die Theorie der Versicherung begründet auf dem  
Begriff der eventuellen Bedürfnisse”, *Zeitschrift für Versicherung-Recht  
und-Wissenschaft*, Bd. II, Bd. III.

Manes, Alfred [1905], *Versicherungswesen*, Leipzig, B.G. Teubner.

法律学者として損害概念を脱した保険契約の本質把握を試み、それを技術に  
求めたのがヴィヴァンテであり、小島によって「技術的特徴説」と名付けられ  
た。しかし、前述のとおり、ヘルマンが先行しており、ヘルマンの学説を本説  
に含める。本説に関連する代表的な文献は下記のとおりである。なお、名称は  
「技術説」とする。

Herrmann, Emanuel [1869], *Die Theorie der Versicherung vom wirtschaftlichen  
Standpunkte*, Graz, J. Pöck.

Vivante, Cesare [1891], “Allgemeine Theorie der Versicherungsverträge”,  
*Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht und Konkursrecht*, Bd. 39,  
Stuttgart.

「経済生活確保説」は、フプカによって提唱された。「経済生活保全説」と  
もいわれる。不確定な将来に対する経済的保護を得るところに保険の目的があ  
るとし、特定の保険事故によって発生する入用を充足するとする先の充足説と  
対立する。「経済生活確保説」という名称で定着していると思われることから、  
「経済生活確保説」とする。本説に関連する代表的な文献は下記のとおりである。

Hupka, Joseph [1910], “Der Begriff des Versicherungsvertrags”, *Zeitschrift  
für das gesamte Handelsrecht und Konkursrecht*, Bd. 66, Stuttgart.

「貯蓄説」は、ヒュルセ (Friedrich Hülsse)<sup>14)</sup> によって提唱された。経済の

---

14) 近藤 [1939] では、ヒュルセはマーネスに先行して Hülsse [1903] で「不確定な欲求」  
(ungewissen Bedarf) を保険概念の基礎とすべきとしているので、Bedarfで保険を把握し  
た先駆者でもあるとする (近藤 [1939] p.86)。ただし、前述のとおり、印南によればコ  
ッピが Bedarf という用語上も始唱者とされる。

不安定、所得入用の充足、共同貯蓄などの用語が続出するので、所得説（ワーゲンフール、園、庭田）、所得構造説（小島）、所得構成説（三浦）など、さまざまな呼称があるが、ドイツの学者は「貯蓄説」（Spartheorie）とよび、わが国でもこの呼び方が多い（印南 [1956] p.360, p.366）。印南 [1956] は、ヒュルセは貯蓄の不経済性を除去することに重きを置いているので、正確を期すならば、「貯蓄不経済除去説」とすべきとする（同p.365）。ヒュルセは、効率性を考えながら保険を一種の貯蓄＝国民経済上の意義における貯蓄と捉えており、所得、消費、投資、貯蓄といった次元で考えた場合貯蓄と把握できるという点が本説のポイントと思われるので、「貯蓄説」の名称は正確であろう。一方、貯蓄概念に主軸があるので、「所得説」等「所得」という用語を使うよりも「貯蓄」を使った方が良いであろう。そこで、「貯蓄説」とする。本説に関連する代表的な文献は下記のとおりである。

Hülse, Friedrich [1914], *Versicherung und Wirtschaft : eine Untersuchung über den Begriff der Versicherung in der Volkswirtschaftslehre*, Halle.

以上から、先行研究としての非損害説は「充足説（欲望充足説、入用充足説）」、「技術説」、「経済生活確保説」、「貯蓄説」とする。

## 6. 独自の保険学説

保険本質論考察において困難なことの一つは、前述のとおり、単なる定義文の修正と見るか、独自の保険学説とみるかの判断である。先行研究として取り上げた外国の保険学説の考察を踏まえて、この点に焦点を当てて今一度取り上げた文献を振り返り、独自の保険学説といえるものを特定する。

奥村 [1912]、粟津 [1921] は、特にこの点に関する問題は生じない。しかし、志田 [1927] では定義文の修正が行われている。もっとも、志田 [1927] の場合、志田自身の言によれば、単なる定義文の修正となるであろうし、内容的にも相互主義や損害概念を避けるための定義文の精緻化といえる。

小島 [1929] は、本稿の主題である。単なる経済生活確保説と見做すか、独自の保険学説共通準備財産説と見做すか。この判断をするために、小島の保険

学説に関する研究と保険の定義をみてみよう。小島の著書論文目録（佐藤ほか [1980]）によれば、最初に保険学説をテーマとしたのは、保険学をテーマとした最初の論文と思われる小島 [1914] である。小島 [1914] はHupka [1910] について、当否を問わず大略を紹介する（小島 [1914] p.240）として、その概要を述べる。そこでは、通説としての損害賠償説（損害説）による生命保険把握の限界が考察され、損害賠償説以外の試みとしてヴィヴァンテの説、ゴッピの説が取り上げられ、フプカ自身の説が「保全目的説」として紹介される。フプカの生命保険をめぐる学説の整理、ヴィヴァンテ、ゴッピ評価は、小島に強い影響を与えたと思われる。続く小島 [1915] ではヒュルセを取り上げる。そして、保険学説に関する初の本格的考察を行ったものが小島 [1915, 1916a] である。ここでは当初（小島 [1915]）の結論として独自の学説を提示する予定であったが、先送りされた。偶発的欲望充足説に対する批判としてフプカを取り上げるが、ヒュルセを「経済的貯蓄説」として取り上げているのと対照的に独立した学説として取り上げていない。フプカの指摘する「保全の動機 (Sicherungsmotiv)」＝「未来の不確定な欲望充足を確保しようという意思によって準備をすること」（小島 [1916a] p.261）を保険一般の特質とすることを支持するが、それを前面に押し出して「経済生活確保説」とするまでの高い評価ではない。また、フプカが欲望事件と保険事件とを区別した点を高く評価するが（同p.261）、偶発的欲望充足説に対する批判については支持しない（同 pp.256-257）。

続く小島 [1916b, c] で先送りされた独自の学説が提示される。ここでの保険の定義が、初めての保険の定義と思われる。小島 [1916b] では、一般論として共通準備財産が重要であることが説かれ、小島 [1916c] で保険の要件を考察する形で保険の本質を考察する。保険契約と賭博富籤のような他の射倖契約との違いに関する見解としてマーネス、フプカ、ヒュルセを取り上げるが、保険は不確定なる未来に対して経済上の安護を得んとする動機で加入する点が賭博富籤と異なるとするフプカの見解も含めて主観的であると批判し、客観的な共通準備財産を作る仕組みに保険の本質を求めるべきであるとする（小島 [1916c] p.86）。このように一貫して共通準備財産を重視する姿勢が前面に出

された上で、保険を次のように定義する。

保険とは収入支出に影響を及ぼすべき事件の偶然なることより受くる所の経済上の不安を除去せんがために、多数の経済主体が団結して、此事件の発生蓋然率に従い、各醵金をなし、之を積立てて共通準備財産を作ることなり。(小島 [1916c] pp.89-90)

フブカは一般の保険に通じる特徴として「危険」(Gefahr)という概念に代わって「経済上の不安定」(wirtschaftliche Unsicherheit)という概念を用いるべきとしていることから(小島 [1918] p.141)、定義文の「経済上の不安」はフブカの影響によると思われる。しかし、明らかに共通準備財産の作成を最重要視して保険の定義を試みているといえる。また、フブカを評価し、影響を受けていることは確かであるが、主観的であるとして批判もしており、「経済生活確保説」として評価するまでには至っていない。この点から、小島の学説はフブカの影響を受けてはいるが、共通準備財産的な発想ではヒュルセの影響も受けているといえ、この定義文を単純にフブカの定義文を発展させたものとはできないのではないか。この定義文からは、共通準備財産を最重要視した独自の保険学説「共通準備財産説」とすべきである。

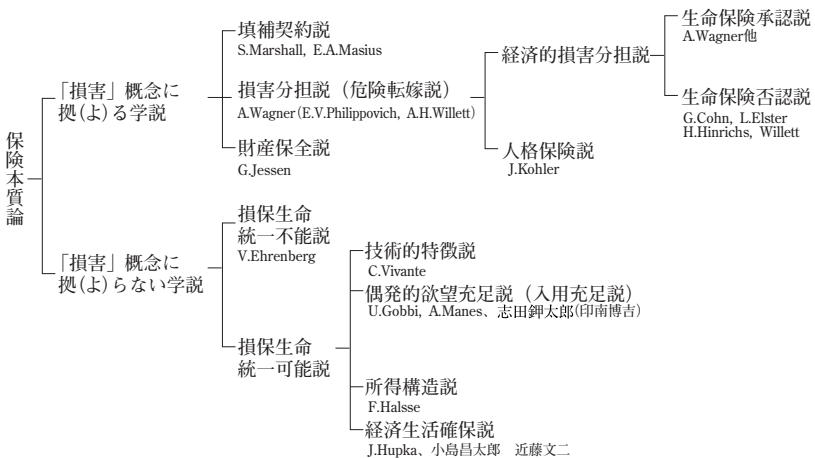
そして、保険史、保険の偶然性の考察なども含めてそれまでの研究の集大成として単著小島 [1918] が出版される。これは、保険本質論の書ともいえる。小島 [1916b, c] を発展させた保険本質論が展開されるが、フブカの説が「経済生活確保説」として取り上げられ、高く評価される。また、そこでは登場順に学説が紹介されるにもかかわらず、経済生活確保説については、それを重視するために順番を入れ替え、最後にしている。本書では、保険を次のように定義する。

保険とは経済生活を安固ならしむるがために、多数の経済主体が団結して、大数法の原則に従い、最も経済的に共通準備財産を作成する仕組である。(小島 [1918] p.230)

この定義文に対して、次のような指摘がある。「これが有名な経済生活確保説であります。これはウイン大学商法教授Joseph Hupka (1875～?) が保険契約の法学的概念を明らかにするために発表した『保険契約ノ概念』Der Begriff des Versicherungsvertrags (1910) に依拠して、経済学的に定義した保険本質論であります。その系譜は第2図にみられるとおりであります。」(谷山 [1979] p.180)

谷山 [1979] は、小島の業績の整理を含む大変優れた追悼文である。図11として引用した系譜(上記谷山引用文における第2図)は、小島の保険学説の分類を踏まえたものである。おそらく、本稿図7として引用した小島の図に基づくものであろう。しかし、この定義文に対する評価は、小島 [1918] に凝縮される初期の研究を考慮したものとはいえないのではないか。

図11. 谷山 [1979] による小島の保険本質論の系譜



(出所) 谷山 [1979] p.181, 第2図。

小島 [1916c] と小島 [1918] の定義文を比較すると、保険の目的に関わる部分で「経済上の不安の除去」を「経済生活を安固ならしむる」に修正している。しかし、いずれにしても保険の目的はプカに従っていると見え、内容的

にはあまり重要ではない修正であると考え。小島 [1918] で「経済生活確保説」としてフプカを高く評価するものの、定義文そのものはフプカを高く評価していない段階の小島 [1916c] と同じであるといえ、共通準備財産の作成を最重要視した学説という点は変わらないのではないか。

小島 [1918] を充実させたものといえる小島 [1925] は、構成、内容的に小島 [1918] と大きく変わるものではないが、保険学説の分類を示す図が登場しているのが注目される (小島 [1925] p.112)。既に取り上げた図7である。保険の発展的系統を示す図6は小島 [1918] で初めて登場しているが、そこでは図7の保険学説の分類はみられなかった。これが登場するのが小島 [1925] ということである。そして、この改訂再版である小島 [1928] は、保険学説に関しては財産保全説を追加しただけで、その他は変わらない。小島 [1929, 1935] では、保険学説の進歩に貢献した学説のみ取り上げる場合は省略してよいとする財産保全説を省略している以外は変わらない。以上から、保険学についての最初の論文と思われる小島 [1914] でフプカをテーマとしていることから、当初からフプカを高く評価していると思われるが、学説として大々的に取り上げるほどではなく、小島 [1918] においてフプカを学説として高く評価するようになったと思われる。なお、本格的な保険学説の考察を行った文献として、小島 [1915, 1916a, 1918, 1925, 1928, 1929, 1935] があげられる。これらの文献で考察している保険学説を比較すると表3のとおりである。

表3. 小島が取り上げた保険学説

小島[1915,1916a]	小島[1918]	小島[1925]	小島[1928]	小島[1929]	小島[1935]
契約説 損害分担説 危険分担説 統一不能説 技術的特徴説 偶発的欲望充足説 経済的貯蓄説	損害填補説 損害分担説 危険転嫁説 人格保険説 生命保険否認説 統一不能説 技術的特徴説 偶発的欲望充足説 所得構造説 経済生活確保説	損害填補説 損害分担説 危険転嫁説 人格保険論 生命保険否認論 統一不能説 技術的特徴説 偶発的欲望充足説 所得構造説 経済生活確保説	損害填補説 損害分担説 危険転嫁説 財産保全説 人格保険論 生命保険否認論 統一不能説 技術的特徴説 偶発的欲望充足説 所得構造説 経済生活確保説	填補契約説 損害分担説 危険転嫁説 人格保険論 生命保険否認論 統一不能説 技術的特徴説 偶発的欲望充足説 所得構造説 経済生活確保説	填補契約説 損害分担説 危険転嫁説 人格保険論 生命保険否認論 統一不能説 技術的特徴説 偶発的欲望充足説 所得構造説 経済生活確保説

(出所) 筆者作成。

なお、小島 [1925] では、句読点の位置が異なるのみで、小島 [1918] と同じ定義文が登場する。

保険とは、経済生活を安固ならしむるが為めに、多数の経済主体が団結して、大数法の原則に従い、最も経済的に共通準備財産を作成する仕組である。(小島 [1925] p.336)

そして、小島 [1928] における定義は前述のとおりであり、この定義文に対して「最も」という文言が落ちているという違いがあるに過ぎない。小島 [1929] では、前述のとおり、この定義を静態的定義として動態的定義との関係が提示される。小島 [1935] も同様な定義である。

フカ自身は保険を保険契約として捉えているため、保険団体を想定した共通準備財産には結びつかない。フカの説は保険を保険契約としている点で微視的であり、また、主観的（加入動機的）学説であるのに対して、小島の説は巨視的、客観的学説といえよう（庭田 [1995] pp.34-35）。経済生活確保説のみならずそれ以前の学説が総じて微視的・主観的であったのに対して、小島の学説によって保険学説が巨視的・客観的なものになったという保険学説史上の意義があるといえ、これらの点からも、小島の説は独自の保険学説とできよう。小島が経済生活確保説を大成させたとの評価も、かかる保険学説史上の意義を評価していえることであろう。小島の説を独自の保険学説「共通準備財産説」とする<sup>15)</sup>。

柴 [1931] は自らの説を「分担救援説」とするので、独自の保険学説を提唱しているといえる。しかし、保険の職能を消極、積極に分けて把握し、損害填補契約説を批判するのは独自の視点といえるものの、損害填補契約説の問題は保険を契約として捉えていること、損害概念では生命保険は捉えられないという点にある。そのため柴の説自体は損害概念、特に「損害を総員に於て分担

15) 園 [1954] は小島の説を「共通準備財産説」とするが、「その本質においては経済保全説（経済生活確保説・・・筆者加筆）でそれに技術説を加味したものである」（同p.83）とする。

救援する」という文言からは損害分担説といえる。「救援する」という文言にも、倫理性や保険を単なる経済制度とはしないという独自性が反映しているであろうが、結局「救援」を「損害を分担する」ことを通じて行っているとするのであるから、損害分担説に含まれることとなり、独自の保険学説としての意義は見出し難い。そこで、独自の学説とはみなさず、損害分担説と捉える。

末高 [1932] は、いくつかの学説が入り込んでいるといえるが、保険そのものは「共通準備財産を形成する経済施設」と捉えているといえるので、小島の共通準備財産説に含まれるといえるのではないか。しかし、白杉 [1954]、本田 [1978]、庭田 [1995] にみられるように、末高の説を独自の保険学説「経済生活平均説」とするものがある。これらは末高 [1941] (『保険経済の理論』明善社) に基づいているようである。そこで、末高 [1941] を考察しよう。

末高 [1941] では、保険科学の指導観念を生活資料の社会的時間的平均とこれによる個別経済の安定及び発展とし、平均を重視する。この観念をもっとも十分に、完全に保有するものが保険であるとし、これは従来の保険学説と異なる著者独自の保険の意義なので、従来の保険学説を解説、批判して自己の見解の妥当性を証明する義務を負うとする。そこで、保険学説の考察を行い、次の「平均説」(経済生活平均説)を提唱する。

保険とは私有財産制度の下に於て、経済生活の未来に於る不安定を除去し、それを保全し、或いは更に進んでそれを警固にし、或いはそれを一層発展せしめんがため、或は各個別経済間の生活資料の平均を獲得せんがための部局的責任の施設である。(同p.32)<sup>16)</sup>

したがって、末高 [1941] では、独自の保険学説「経済生活平均説」とできよう。末高 [1932] の時点では共通準備財産説に立つと思われるが、末高 [1941] で独自の保険学説「経済生活平均説」を提唱したとして、末高の保険

16) この定義文は末高 [1941] 第1章第1節第1款「保険理論並びに科学」において登場するが、第1款の初出は末高 [1936] と思われ、そこで「平均説(経済生活平均説)の提唱」(末高 [1936] p.37)として初めて独自の保険学説を提唱したと思われる。



学説は独自の「経済生活平均説」とする。

酒井 [1934] は、海上保険に対する定義という点でかなり独自のものであるが、海上保険の定義でありながら損害概念に結びつかないのが注目される。定義文にはないが、保険団体が形成する共通準備財産が重視される点で共通準備財産説に近いが、定義文からは財産の形成自体ではなく、そこからの取り崩し・資金の流れの仕組みを重視しているといえるので、相互金融機関説に含まれるといえるのではないか。一方、印南は酒井 [1939] から酒井の説を蓄積原理説として高く評価する。そこで、酒井 [1939] (『保険経済学』平野書店) を考察しよう。

本書は経済形態学的研究を指向する。この研究方向は、従来の保険現象を全く他の経済現象から引き離し孤立的に取り扱う傾向の強かった研究と、全く異なる方向を目指すとのことである。

第1「生活安定化の二大形態としての宗教と経済」(傍点は原文通り)は、生活が危険の上に立っており、その対応の必要性について考察する。生活の不安定を克服するために、可能的危険への準備が強制されており、この準備的工夫を安定化とする。人間の文化発展は宗教時代から経済時代への推移であり、経済の独立と自立が与えられたので、物質的準備のための経済的配慮は、経済自らの理念に従って合理的・合目的に行われれば良いとする。

第2「物質的安定化の歴史的諸形態」は、可能的危険に対する物質的準備としての経済安定化のための施設について歴史的に考察する。さまざまな施設が歴史上とられたが、統一的概念は「蓄積原理」とする(同p.17)。

第3「貨幣経済制度の下における危険処理の二大形態としての企業と保険」(傍点は原文通り)は、貨幣経済の段階における危険処理について考察する。貨幣経済において生活を行う組織体・構成体は営利経済と家計経済なので、危険は家計経済的危険と営利経済的危険に分けられるとする。代表的な危険処理方法は企業と保険であるが、すべての営利経済的危険を企業が負担するわけではないので、家計経済的危険と一部の営利経済的危険を保険は負担する。

第4「貨幣経済制度の下における安定化の二大形態としての貯蓄と保険、並びにその待遇としての個人企業と株式会社」(傍点は原文通り)は、保険が結

合の原理に立つ危険処理の制度なので結合に関して考察する。

第5「保険と株式会社の歴史的同時性と機構の同形性」(傍点は原文通り)は、保険と株式会社の比較を通じて蓄積の機構について考察する。保険制度を個人的蓄積の前期資本主義的安定化形態に対する後期資本主義における固有の安定化組織とする(同p.54)。保険は個人が負担するには大なる損害を分担する仕組みとして起こってきたのと同様に、個人企業の資本の限界を超えるために株式会社が起こったなど、保険と株式会社を対応させた考察がなされる。そのような考察を指して、「歴史的同時性と機構の同形性」としていると思われる。

第6「個人主義的原理の止揚としての組合と国家」(傍点は原文通り)は、組合的ないし国家的統制経済が自由経済に代位しつつあるための物的・資本的結合の原理に対して人的・有機的結合原理が台頭してくるとして、組合、国家に注目した考察を行う。

「結論」として、保険に全体の社会的発展の動向が宿っているとする。

本書は本文わずか87頁の小著に過ぎないが、蓄積原理に基づく一貫した歴史的考察がなされるところが注目される。パターン化した考察はみられず、貯蓄や株式会社との対比を通じて一般性を指向した考察ともいえよう。保険学説や保険本質論の考察がなされるわけではないが、本書全体が保険を蓄積原理として捉えることを主張しているといえよう。この点で、本書から、酒井の保険学説を独自の保険学説「蓄積原理説」とすることができよう。

三浦 [1935] は、Bedarf (需要), Bedürfnisse (欲望) を使い分け(同p.63)、ゴッピーマーネスの系譜の学説をマーネスの定義文で用いられている文言(Bedarf, Vermögensbedarf, Geldbedarf)から「需要説」とし、これを支持する(同p.95)。

磯野 [1937] も、さまざまな保険学説を考察したのち最後に需要説を考察し、これを支持する(同pp.38-39)。

勝呂 [1939] も、充足説(入用充足説)として、これを支持する。

近藤 [1940] は、保険本質論の発展過程をみるために保険学説を取り上げる。ゴッピの学説を「欲望満足説」、マーネスの学説を「欲求充足説」と区分する。小島の学説をフブカの立場を基礎として保険を定義した「経済生活確保説」と

し、これを支持するが、独自の保険の定義を行う。これは、近藤 [1939] の考察において指摘したように、小島を含めて従来の学説が資本主義と保険との関係を十分に捉えきれていないという批判に基づいていると思われる。しかし、資本主義との関わりに配慮した修正を行った独自の定義文ではあるが、内容的には小島の共通準備財産説の定義文の修正に過ぎないといえるので、独自の保険学説とは認められない。

印南 [1941] では独自の学説の提唱はなく、入用充足説を支持する。

西藤 [1942] は、一応独自の学説「機構説」としたが、定義文からは明らかに経済生活確保説に含まれるといえ、独自の学説とする意義は乏しいと考える。

園 [1942] は、前述のとおり、「共通準備財産説＋相互金融機関説」とするが、園 [1942] で登場した相互金融機関説については、その原典等について考察していないので、ここで取り上げよう。園 [1942] では、保険が相互金融機関であることは当然のことであるが、この点をはじめて端的に指摘したのが米谷隆三であるとする（園 [1942] p.37）。印南 [1956] も米谷説を独自の保険学説「相互金融説」とする。米谷は保険を次のように定義する。

保険とは偶然性を有する事実の実現を起生条件とする相互金融の仕組みである。（米谷 [1929] pp.84-85）。

保険を行為として観念すると同時に仕組みとして観念することが本質をとらえるに最も必要な眼目とし（同p.85）、古来相互救済を本質とした原始的保険が漸次数理的基礎の上に合理的な展開がなされるに至って、相互金融をその本質とする現代的保険になったとする（同pp.89-90）。保険会社を対外的のみならず対内的にも金融機関とし、保険会社を純粋な金融機関とする（同p.92）。このように、米谷の説は筋金入りの金融重視といえ、保険と金融の融合と称して保険と金融の同質性を重視した今日の議論の先駆的形態といえる。保険の本質を財産の作成とせず、団体員相互の資金の融通を行うために組織される多数者間の関係とする。保険の金融的機能に関してではなく、保険の経済的保障機能、保険そのものを金融として捉える点は独自のものといえ、「金融説」など

の呼び方もなされるが、米谷説を独立した保険学説「相互金融機関説」とする。また、前述のとおり、酒井 [1934] はこの相互金融機関説に含まれると考える。

以上の考察から、戦前の独自の保険学説は、小島・共通準備財産説、米谷・相互金融機関説、末高・経済生活平均説、酒井・蓄積原理説、園・共通準備財産説＋相互金融機関説と考える。改めて、保険本質論の考察において独自の保険学説といえるのか、単なる定義文の修正と見做すのかの判断が重要であるということを指摘したい。

次に、戦後初期の文献を振り返ろう。

加藤 [1947] は、需要説を支持する。マーネスの定義文を用いて詳細な考察を行っていることから、独自の定義文はない。加藤 [1948] も同様である。

近藤 [1948] は、通常の保険本質論の考察はないので、支持する学説、定義文の修正等もない。

印南 [1950, 1954] は、志田の定義文により考察しているが、保険本質論としては「保証貯蔵説」を提唱する。これは独自の保険学説といえる。印南 [1967] は、既に大著『保険の本質』（印南 [1956]）で提唱した「経済準備説」に基づいて考察する。これも独自の保険学説といえる。なお、印南 [1952] は、保険本質論の考察がない。

佐波 [1951] は、経済生活確保説といえるが、保険本質論偏重の伝統的保険学に批判的な佐波にあっては、定義は便宜的なものに過ぎず、少なくとも独自の学説としての意義はないといえる。

白杉 [1954] は、定義を行い、要件を導き出し、それに基づく考察というパターン化した考察がなされるが、前述の定義文から明らかなように、保険の目的を「財産の形成の確保」に求めている。共通準備財産説に酷似しているが所得確保説、財産保全説の一種とする見方もある（園 [1954] p.85）。しかし、印南 [1956]、大林 [1960] 同様独自の保険学説「財産形成確保説」とする（印南 [1956] pp.233-234、大林 [1960] pp.183-184）。

園 [1954] は、各学説の系譜、相互関連に対して目配りの利いた保険学説の考察がなされている点で優れているが、自身の保険学説の考察については、園 [1942] とどのような関係に立つのかという点の説明もなく、やや不十分であ

る。先の考察のとおり、独自の学説「経済安定説」とする。

大林 [1960] は、経済必要充足説（入用充足説）の立場に立つ。

相馬 [1963] は、経済準備説を支持し、災害を重視した「災害経済準備説」を提唱するが、独立した保険学説とする意義に乏しいので、経済準備説とする。

以上の考察から、戦後初期の独自の保険学説は、印南・経済準備説（前身は保証貯蔵説）、白杉・財産形成確保説（前身は稼得確保説）、園・経済安定説（前身は共通準備財産説＋相互金融機関説）といえよう。特に、大著『保険の本質』において提唱された印南の経済準備説の影響は大きく、前述のとおり、充足説と経済生活確保説の対立を止揚したとの高い評価もある。

## 7. 保険学説名の精査

以上の保険学説に先の考察で独自の保険学説としたものが、戦前、戦後初期のテキスト的文献を考察するにあたっての保険学説名となる。経済準備説が最新のものとなるが、テキスト的文献という制限を外して戦後初期以降の保険学説をみてみよう。保険本質論争、保険本質論の考察自体が下火となり、経済準備説を頂点として独自の保険学説の提唱などもほとんどなくなってくるが、経済準備説を批判して登場した有力な保険学説が庭田範秋の「予備貨幣説」（庭田 [1960]）である。その後修正して経済的保障説（＝新予備貨幣説）（庭田 [1970]）となる。経済的保障説の後、保険本質論自体がタブー視され、保険学説の提唱どころか保険学説の考察も行われなくなってきた。そのような中で、例外的に真屋尚生によって経済的保障説を批判的に継承する保険学説として「予備貨幣再分配説」が提唱された（真屋 [1991]）。これも独自の保険学説に含めることができよう。

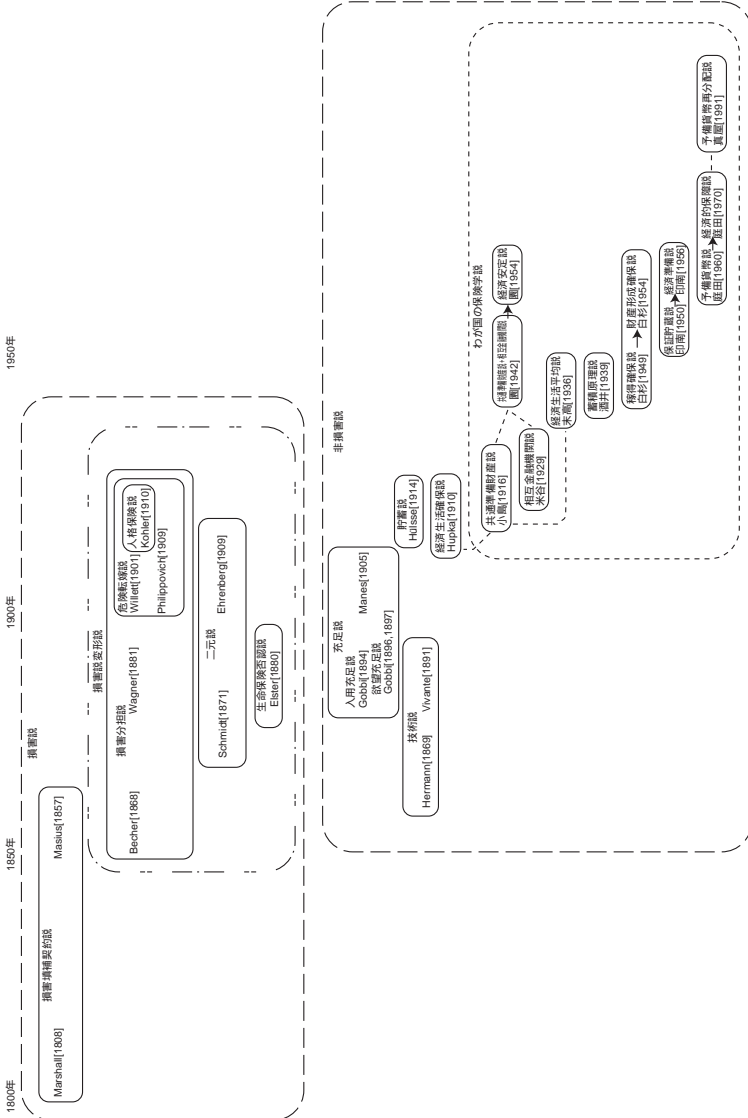
以上から、外国の保険学説、わが国独自の保険学説として認識するものは、次の通りである。

損害填補契約説、損害分担説、危険転嫁説、人格保険説、生命保険否認説、二元説、充足説（欲望充足説、入用充足説）、経済生活確保説、共通準備財産説、

貯蓄説，技術説，蓄積原理説，相互金融機関説，共通準備財産説＋相互金融機関説，経済安定説，経済生活平均説，稼得確保説，財産形成確保説，保証貯蔵説，経済準備説，予備貨幣説，経済的保障説，予備貨幣再分配説

保険学説名を確定させる本稿の目的からすれば，これを本稿の結論とすることができようが，保険学説名の確定に当たっては小島の取り上げた歴史的系譜，理論的分類が意識されなければ意味がない。独立した保険学説を把握する基本は，保険学説史上の意義にあるといえ，その点を考慮するためには歴史的系譜が重要である。そして，独立した学説として把握されたものが，いかに理論的に分類されるかが重要である。このように保険学説の考察は，本来歴史と分類を軸とする考察が土台になければならない。そうでなければ，各学説を正當に評価することはできないであろう。そこで，確定させた保険学説名によって，歴史的系譜，理論的分類を明らかにすることを本稿の結論とする。本稿の結論は，図12，13のとおりである。

図12. 保険学説の系譜



(注) 図中の海外の文献は本文中に記載の各学説の代表的な文献である。(出所) 筆者作成。

図13. 保険学説の分類



(出所) 筆者作成。



参考文献

- 栗津清亮 [1913] , 『保険通論』東京寶文館。  
 ——— [1921] , 『保険学綱要』改訂版, 巖松堂。  
 Herrmann, Emanuel [ 1869 ] , *Die Theorie der Versicherung vom wirthschaftlichen Standpunkte*, 2.verm. Aufl., Graz, T.Pock.  
 ——— [1897] , *Die Theorie der Versicherung vom wirthschaftlichen Standpunkte*, 3. verm. Aufl., Wien, Carl Konegen.  
 本田 守 [1978] , 『保険総論』成文堂。  
 印南博吉 [1941] , 『保険経営経済学』笠原書店。  
 ——— [1942] , 『ゴッピ氏保険理論の研究』損害保険事業研究所。  
 ——— [1950] , 『保険経済』東洋書簡。  
 ——— [1952] , 『保険論』三笠書房。  
 ——— [1954] , 『保険経済』改定版, 東洋書簡。  
 ——— [1956] , 『保険の本質』白桃書房。  
 ——— [1967] , 『保険経済』新訂版, 東洋書簡。  
 ——— [1982] , 「印南博吉名誉教授最終講義 保険の基本原則」『創価経営論集』第7巻第1号, 創価大学経営学会。  
 磯野正登 [1937] , 『保険学総論』保険経済社。  
 金子卓治 [1977] , 「近藤文二先生をしのんで」『保険学雑誌』第477号, 日本保険学会。  
 加藤由作 [1947] , 『保険論 (総論)』巖松堂。  
 ——— [1948] , 『保険概論』新訂3版, 巖松堂。  
 小島昌太郎 [1914] , 「フプカノ保険学説」『京都法学会雑誌』第9巻第9号, 京都法学会。  
 ——— [1915] , 「保険学説の発展 (1)」『経済論叢』第1巻, 第6号, 京都法学会。  
 ——— [1916a] , 「保険学説の発展 (2, 完)」『経済論叢』第2巻, 第2号, 京都法学会。  
 ——— [1916b] , 「保険本質論 (1)」『経済論叢』第3巻, 第1号, 京都法学

会。

—— [1916c] , 「保険本質論 (2, 完)」『経済論叢』第3巻, 第4号, 京都法学会。

—— [1918] , 『保険と経済』法律学経済学研究叢書第22冊, 京都法学会。

—— [1925] , 『保険本質論』有斐閣。

—— [1928] , 『保険本質論』改訂再版, 有斐閣。

—— [1929] , 『保険学要論』日本評論社。

—— [1935] , 『総合保険学』日本評論社。

近藤文二 [1939] , 『保険経済学』第2巻 (保険学の本質), 甲文堂書店。

—— [1940] , 『保険学総論』有光社。

—— [1948] , 『保険論』東洋書館。

Krosta, Benno [1911] , *Über den Begriff Versicherung*, Berlin, Puttkammer & Mühlbrecht.

米谷隆三 [1929] , 『保険経済の研究』同文館。

Manes, Alfred [1905] , *Versicherungswesen*, Leipzig, B. G. Teubner.

—— [1930a] , *Versicherungswesen: System der Versicherungswirtschaft*, 5. Aufl., Bd.1 (Allgemeine Versicherungslehre), Leipzig, B. G. Teubner.

—— [1930b] , “Begriff”, Manes, Alfred hg., *Versicherungslexikon: ein Nachschlagewerk für alle Wissensgebiete der gesamten Individual- und Sozial-Versicherung*, 3. Aufl., Berlin, E. S. Mittler & Sohn.

真屋尚生 [1991] , 『保険理論と自由平等』東洋経済新報社。

三浦義道 [1935] , 『保険学』改訂11版, 巖松堂。

庭田範秋 [1960] , 『保険経済学序説』慶應通信。

—— [1970] , 『保険経営論』有斐閣。

—— [1972] , 「保険学説史上における園乾治先生の位置」『三田商学研究』第15巻, 第2号, 慶應義塾大学商学会。

—— [1995] , 『新保険学総論』慶應通信。

小川浩昭 [2009a] , 「保険教育と保険学の体系——テキストの考察 (戦前)」『西南学院大学商学論集』第55巻第4号, 西南学院大学学術研究所,

- 2009年3月。
- [2009b], 「保険教育と保険学の体系——テキストの考察 (戦後初期)」  
『西南学院大学商学論集』第56巻第2号, 西南学院大学学術研究所,  
2009年9月。
- 大林良一 [1960], 『保険理論』春秋社。
- 奥村英夫 [1912], 『保険通論』第3版, 東京博文館。
- 西藤雅夫 [1942], 『保険学新論』立命館出版部。
- 酒井正三郎 [1934], 『保険経営学』森山書店。
- [1939], 『保険経済学』平野書店。
- 佐藤洋=庄谷邦幸=中田信正 [1980], 「小島昌太郎先生著書論文目録について」  
『桃山学院大学経済経営論集』第21巻第4号, 桃山学院大学経済経営  
学会。
- 佐波宣平 [1951], 『保険学講案』有斐閣。
- 柴官六 [1931], 『保険学概論』賢文館。
- 白杉三郎 [1949], 『保険学総論』初版, 千倉書房。
- [1954], 『保険学総論』再訂版, 千倉書房。
- 志田鉦太郎 [1926], 「保険の基本精神を論ず」『明大商学論叢』第1巻第1号,  
明治大学商学部研究所。
- [1927], 『保険学講義』明治大学出版部。
- 園乾治 [1942], 『保険学』慶應出版部。
- [1954], 『保険学』泉文堂。
- [1955], 『保険学』慶應通信。
- [1961], 「保険の進化——保険の制度と学説」園乾治編『現代保険  
学の課題』東洋経済新報社。
- 相馬勝男 [1963], 『保険講義要領』邦光書房。
- 末高信 [1932], 『私経済保険学』明善社。
- [1936], 「保険科学の意義, その方法及その対象」『保険学雑誌』第  
348号, 日本保険学会。
- [1941], 『保険経済の理論』明善社。

勝呂 弘 [1939] , 『保険学』 叢文閣。

谷山新良 [1979] , 「小島昌太郎先生を悼んで」 『保険学雑誌』 第484号, 日本  
保険学会。

Wagenführ, Horst [1938] , *Wirtschaftskunde des Versicherungswesens:  
Versicherung und Volkswirtschaft*, Stuttgart, Ferdinand Enke Verlag.

Wagner, Adolph [1898] , “Versicherungswesen”, in Schönberg, Gustav hg.,  
*Handbuch der Politischen Ökonomie*, Bd.2., 4. Aufl., Tübingen,  
H.Lanpp'shen.

Willett, Allan H. [1901] , *The Economic Theory of Risk and Insurance*, New York,  
Columbia University Press.

(2009年12月稿)